Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-11

中国残留日本人孤児をめぐる諸論点と先行研究の批判的検討(下篇)

浅野, 慎一

(Citation)
神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要,8(2):105-125

(Issue Date)
2015-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81008831

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008831

神戸大学大学院人間発達環境学研究科 研究紀要 第8巻 第2号 2015
Bulletin of Graduate School of Human Development and Environment, Kobe University, Vol.8 No.2 2015

研究報告

中国残留日本人孤児をめぐる諸論点と先行研究の批判的検討（下篇）

The Points at issue and A Critique of Previous Literature on "Chugoku Zanryu Koji"(Part.2)

浅野　慎一 *

Shinichi ASANO*

要約：本稿の目的は、中国残留日本人孤児をめぐる研究・実践上の諸論点を整理し、先行研究を批判的に検討し、今後、解明すべき課題を明確にすることにある。特に本稿 (下篇) では、残留孤児が日本に永住帰国した後の時期を主な対象とする。具体的には、①永住帰国後の残留孤児の生活、②日本での社会諸関係、③アイデンティティ、そして④国家賠償訴訟闘争という4つの局面に焦点を当て、諸論点を整理する。またそれらをふまえ、⑤残留孤児・残留日本人等の定義と呼称についても考察する。永住帰国した残留孤児をめぐっては従来、当事者を生活の創造的主体と捉えないパターナリスティックな言説・研究が横行し、それらは「自立」・「異文化適応」等の概念と密接に結びついてきた。また、現実の生活過程や社会構造の変動・変革との関連を明確にしない「アイデンティティ」研究も少なくなかった。本稿ではこれらを批判し、生活に根ざした社会構造変動・変革の主体として残留孤児を捉える視点を提起した。また、日本政府による現行の残留日本人の定義に問題があることも指摘した。

キーワード：中国残留日本人孤児、パターナリズム、自立、異文化適応、アイデンティティ、国家賠償訴訟

下篇の序

上篇に続き、本稿の目的は、中国残留日本人孤児（以下、残留孤児とする）をめぐる研究・実践上の諸論点を整理し、先行研究を批判的に検討し、今後、解明すべき課題を明確にすることにある。特に本稿（下篇）では、残留孤児が日本に永住帰国した後の時期を主な対象とする。それ以前の時期に関する諸論点は、前稿（上篇）で検討した。

第５章　永住帰国後の残留孤児の生活

永住帰国した残留孤児は、日本社会で言葉の壁、就職の困難、経済的苦難、医療・健康問題等、多くの深刻な諸問題に直面した。

第１節　政府・ボランティアによる支援の検証

これらの諸問題を生み出した原因、およびその解決・改善の主体に関しては、互いに矛盾しない３つの立場がある。すなわち、①日本政府の公的責任、②残留孤児の自己責任、そして③ボランティア・支援者の独自の役割をそれぞれ重視する立場である。

庵谷磐・八木巌・菅原幸助・大場かをり・橋本進・浅野慎一・佟岩等は、日本政府の公的責任を重視し、国の支援策の不備を批判した[1)]。日本弁護士会も2004年、日本政府の支援策を批判し、改善を勧告した[2)]。菅原幸助・郡司彦・原賀肇は、一方で日本政府の公的責任を追及しつつ、同時に残留孤児の努力不足・「甘え」にも言及している[3)]。菅原幸助・庵谷磐は、ボランティア支援の独自の意義や実際に果たした役割の大きさを強調した[4)]。

一方、日本政府の支援策を基礎づけた中国残留日本人孤児問題懇話会は、政府・地方自治体・ボランティアの支援の重要性に言及しつつ、しかし「それはあくまで側面的な援助であって、最終的には、孤児自らが努力して困難を克服していかねばならない。…（中略）…孤児も、帰国を決意する以上は、多くの困難を乗り越えていくだけの覚悟が必要であろう」[5)]、「孤児自らが努力して困難を克服していかねばならないことはもちろんである…（中略）…。帰国孤児等が日本において幸せになれるかどうかは、最終的には孤児自らの努力のいかんにかかわるところが大きい」[6)] と、孤児の自己責任を重視する提言を行った。

そして圧倒的多数の研究・報告は、残留孤児が直面する諸問題の原因・責任の所在に触れず、個別課題のテクニカルな改善――たとえば日本語教授法の開発、救助ニーズの把握[7)] 等――を指向した。その多くは、教育学・臨床心理学・精神医学等の専門家に

*　神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授

（2014年９月30日　受付
2014年10月15日　受理）

よるアクション・リサーチである。

しかしこうした一見、最も現実的・実用的に見えるテクニカルな専門的研究は、実は非現実的であった。その一つの証左は2002年以降、日本に帰国した残留孤児の約9割が原告となり、国家賠償訴訟を提訴した事実に見てとれる。同訴訟は、諸問題の解決・改善において、政治・社会的原因の究明、および責任の明確化が避けて通れない現実を暴露したのである。

また国家賠償訴訟は、前述の3つの立場――①政府の公的責任、②残留孤児の自己責任、③ボランティアや専門家等の支援の独自の意義を重視する立場――にも分岐・対立をもたらした。原告の残留孤児は、日本政府の公的責任（法的義務違反）を追及した。被告の日本政府は、自らに支援の法的義務はなく、しかも必要な措置は講じてきたと反論した。ボランティアや専門家の支援者も、多様な態度に分岐した。日本政府の公的責任を重視する支援者は、原告の訴訟闘争を支援した。逆に残留孤児の自己責任を重視する支援者は、提訴を批判・妨害または傍観した。そして提訴を従来の自らの支援活動への批判とみなした多くの支援者は、様々な位相と水準で動揺・葛藤した。

残留孤児が直面した諸問題の発生、およびその解決・改善において、行政・当事者・支援者が果たした役割――意図せざる結果も含む――の検証は、今後の重要な課題の一つといえよう。

第2節　パターナリズムを越えて

さて、残留孤児が直面した深刻な諸問題を指摘・列挙することは、時として残留孤児を単なる救済・支援の客体とみなすパターナリズムへと陥らせる。前述の①日本政府の公的責任、③ボランティア・専門家等による支援の役割を重視する研究はいずれも、その多くが残留孤児を救済・支援の対象と捉える点で同一平面上にある。そして②残留孤児の自己責任を重視する研究もまた、孤児が自力で諸問題を解決できない点に問題を見出す[8]。

しかし実際の残留孤児は、単に支援・救済を待つだけの客体ではない。諸問題を自ら克服する生活の創造的主体である[9]。行政・ボランティア・専門家等の支援は、問題解決を目指す残留孤児がいて初めて成立する。残留孤児は、行政・ボランティア・専門家等の支援がなくても、残留孤児である。どちらが自律的主体で、どちらが依存的・従属的な存在かは明白であろう。

もとより残留孤児を生活創造の主体として把握することは、一部の例外的な成功事例、および「良い面」だけを拾い集めて列挙し、正負のバランスを取ることではない[10]。また、訴訟のような社会運動だけに焦点を当てることでもない。一人ひとりの残留孤児の日々の生活そのものを、主体的創造物・成果と捉える視点が必要である。

なお南誠は、残留孤児が救済の客体と見なされ、その主体性・生活戦略が看過されがちになる理由として、残留孤児が「戦争被害者」、日本政府による「棄民」、祖国を失い苦難を強いられた犠牲者と捉えられていることをあげる[11]。しかしパターナリズムは、国家の責任・ナショナリズムの文脈だけでなく、「可哀そうな人々」、「同情すべき外国人」に対しても成立する。残留孤児が、他の移民に比べ、ナショナリスティックな文脈で救済の客体と見なされる側面があることは事実だが、パターナリズムの土壌はそれだけではない。

第3節　自立を越えて

さて、残留孤児の主体性は従来しばしば、「自立」という概念で語られてきた。

国家賠償訴訟で、原告の残留孤児と被告の日本政府はともに「自立」を自明の目標とした。残留孤児は、政府が自立支援義務を怠ったと批判した。政府は、自立指導員を配置し、自立支援法[12]に基づき自立に必要な措置を講じてきたと主張した。

ただし、ここでいう「自立」の内実は明確ではない。

日本政府、およびその政策を基礎づけた中国残留孤児問題懇話会の提言は、自立の主な指標を、就職して生活保護から脱却することとした[13]。しかしこれはしばしば、行政による「自立の強制（無理な就労の強要、生活保護支給の打ち切り）」という逆説を生み、残留孤児を苦しめた[14]。

また日本政府は2000年、残留孤児の高齢化に伴い、主な支援課題を「経済的自立に限らず、地域での交流を保ちながら社会の一員として生活するという意味での社会的ないし精神的自立」へとシフトさせた[15]。平城真規子は、社会的自立を「地域社会の中で自ら周りの人と良好な人間関係を作っていけること」、精神的自立を「自律」すなわち「自己決定できること」と解説する[16]。

しかし、「社会的ないし精神的自立」の内実は一層曖昧である。生活必需品の購入・入手や医療受診を含め、「地域での交流をもちながら社会の一員として生活」していない人間など、一人もいないであろう。残留孤児が生きるために必要な反抗・抵抗・異議申し立て・断交・闘争等を行った場合――それらを行えずに我慢するしかない関係に比べれば、はるかに良好な人間関係と思われるが――、それは社会的自立なのだろうか。貧窮にあえぐ残留孤児が「悪い足を引きずり、遠方の安売店まで食料を買いに行く」か、それとも「安売店に行くのを断念し、食事の回数を減らす」か自己決定すれば、精神的自立・「自律」したことになるのだろうか。そして「良好な関係」の構築は双方向的営為のはずだが、なぜ残留孤児の側にだけ社会的・精神的自立が求められるのか。

総じて「自立」は、国民国家・資本主義・市民社会への適応という近代的主体性の一種にすぎない[17]。残留孤児の主体性が「自立」概念に収まるか否かは、十分に検証の余地があるだろう[18]。

第4節　異文化適応を越えて

自立、特に「社会的ないし精神的自立」は、「同化＝異文化適応」とほぼ同義である。同化と異文化適応の差を強調する論者は多い。しかし、両者はいずれも国民国家とそれに縁取られた市民社会への適応を意味し、本質的には同工異曲である[19]。

「同化＝異文化適応」論において、資本主義・国民国家・市民社会という近代システムの矛盾は、すべて「言語と文化の壁」へとすり替えられる。日本社会での自立には日本語・日本文化の習得が不可欠とされ、日本社会の問題はせいぜい異文化への不寛容に矮小化される[20]。本来は双方向の営為によって構築されるはずの「良好な関係」も、残留孤児側の「同化＝異文化適応」という課題に収斂される。諸問題の解決・改善の方策は、事実上、日本語習得・異文化適応に限定される[21]。

現に、残留孤児の日本での生活に関する研究・報告は、日本語教育・異文化適応の領域に極端に偏重している。それらは近代主義という政治思想に立脚するが、現実の近代社会においてはまるで政治的に中立なテクニカルな研究であるかのように立ち現れる。また近代科学の特性として、狭隘な専門性の枠内で、さらなる専門分化・細分化を重ねる。日本語の学習機会、教授法、カリキュラム開発、学習支援メソッド、学習ニーズ、習得プロセス、能力評定法、教師・生徒関係、さらにはインターネット活用法、ボランティアのための支援等、多種多様な研究・報告が量産される[22]。あるいはまた、①言語だけでなく、より幅広い文化領域での適応[23]、②教室内での一方的・短期的教育ではなく、地域での双方的・継続的学習、③「同化」を批判した「異文化適応」[24] ――「中国文化の剥ぎ取りではなく、保持・尊重」、「異文化への適応ではなく、異文化での適応」[25] ――、そして④現実の生活問題の解決に直接役立つ日本語教育――サバイバル日本語、日本語ニーズ――[26] 等、やはり狭隘な専門性の枠内で多様な展開が試みられる。中国帰国者定着促進センター紀要の収録論文も、圧倒的多数が日本語・異文化適応教育関連である。労働問題、経済生活保障、差別や排除、地域コミュニティ、行政施策、法制度、日中関係等に関する論文は極めて少ない。例外的にそれらのテーマに言及しても、「言語と文化の壁」との関連に視野がほぼ限定されている。

こうした研究領域の極端な偏重を見ると、日本語習得・異文化適応は、まるであらゆる困難・問題を解決する「魔法の鍵」であるかのようである。

しかし実際には、残留孤児が直面する生活問題は、資本主義・国民国家・市民社会からなる近代社会の構造的矛盾である。言語や文化の違いは、国籍・性別・学歴・年齢・障碍の有無等と並び、近代社会が階級格差を正当化する口実として活用する指標の一つにすぎない。生活問題に苦しんでいるのは、残留孤児だけではない。またいかに流暢な日本語で交渉しても、解雇・低賃金・年金不足・生活保護の拘束・劣悪な居住条件等は容易に解決しない。

そこで異文化適応論に基づく研究の多くは、因果関係と相関関係を混同した非現実的な見方となり、一見、実用的に見えつつ、その効用は極めて限られたものとなる。またそれは、日本社会の構造的問題を個々の残留孤児の文化習得という個人的業績の問題へとすり替える。さらにそれは、専門家・教師等の指導によって問題解決を指向するパターナリズムに陥らざるを得ない。

なお小林悦男・池上摩希子は、異文化適応論の立場に立ちつつ、その限界を自覚し、誠実に理論的模索を試みている[27]。小林は、中国帰国者定着促進センターでは「帰国当初の集中研修を行うことがその役割であり、退所後の帰国者の生活や学習の問題は本来の業務外のこととして直接関わることは慎むべしとされた。センターの研修業務担当者にとっては、業務上の役割と外部から求められる役割、与えられた条件や権限と実施すべきだと考えることに必要となる条件や権限との間に整合性がとれない状態が続いてきた」[28] と述べる。池上も、多様性の尊重だけでなく、構造的平等に向けての努力が必要と主張する[29]。これらは極めて重要な指摘ではある。しかしそのためには、異文化適応論自体を明確に批判・克服し、構造的平等の実現に向けた残留孤児自身の主体的創造性を実証的に明らかにしなければなるまい。

異文化適応論は、その内部にいかに多彩な論争を孕もうと、帰国した残留孤児が直面する最大の問題をカルチャーショックと捉え、それを教育・生活指導によって解決しようとする点で一致している[30]。それは、残留孤児を異文化（しかもナショナルな異文化）の狭間に生きる特殊な人々とみなし、当たり前の生きた人間――「生命－生活」の主体――と捉えない。そこで残留孤児はつねにマジョリティによる支援・教育の対象となり、あえて主体性を見出すとしても異文化適応・日本社会の多文化共生化のそれに限定される。日本語習得・異文化適応教育が解決しうるのは、現実の生活問題ではない。せいぜい文化摩擦・カルチャーショックである[31]。残留孤児は生活創造・社会変革の主体ではなく、学習者、つまり日本語・異文化適応教育の一素材となる[32]。

実際の残留孤児にとって最も重要なことは、まず生きるという営み（「生命－生活」の維持・発展的再生産）であり、現実の生活問題――失業、苛酷な労働・居住条件、貧困、差別等――の克服であろう。孤児達は、日本語を学び、異文化に適応するために、日本に帰国してきたわけではない。孤児が日本社会で生きていくには、適応だけでなく、同化が必要な場面もある。またそれ以上に、異化、意識的な不適応、関係断絶、さらに闘争が必要な場面すらある[33]。残留孤児の生活創造の主体性は、異文化適応といった狭隘な専門性では捉えきれない。

第6章　残留孤児の日本での社会諸関係

さて、永住帰国した残留孤児の多くは、日本社会で差別に遭遇し、孤立・孤独を余儀なくされた。

第1節　差別・孤立・孤独とその背景

差別や孤立を生み出した原因として、先行研究・実践は主に2つの要因をあげている。

第1は、日本政府の政策である。兵庫県在住の残留孤児は2004～08年、国家賠償訴訟を提訴した。その際、「人間どうしの繋がりをもつことが人には不可欠」との立場から、日本政府の政策に起因する被害の一部として、①日本における日本人としての人間関係・社会関係の構築の困難、および、②中国における人間関係・社会関係との断絶をあげた。また政府が差別解消施策を実施しなかった結果、日本社会で孤独な生活を強いられていると主張した[34]。

第2は、言語と文化の壁である。大多数の先行研究は、ここに差別・孤立の主な原因を見出してきた。

そこで、前述の膨大な日本語教育・異文化適応の諸研究が生み出される。それらの限界・問題は、既に第5章第4節で述べた。

差別・孤立を生み出す契機も、言葉・文化の壁だけではない[35]。一般の日本人の間でも、労働市場・市民社会に根ざす構造的な差別・排除は日常的に生じている。逆に、労働市場・市民社会において有利に働く文化的差異であれば、差別・排除や孤立を生み出すとは限らない。

また残留孤児が中国帰国者相互、および中国に住む知人・親戚等と日常的交流を維持・拡充していれば、孤立しているとは言い難い。一般の日本人と社会関係を築かなければ「孤立」と見なすのはそれ自体、偏狭なナショナリズムであろう。逆に残留孤児が

帰国者相互、および中国在住者との関係を維持・拡充させ得ていないとすれば、その原因は言葉・文化の壁ではない。

第2節　家族問題

残留孤児・帰国者の家族が直面する困難を明らかにした先行研究もある。

大坊郁夫・中川泰彬[36]は、残留孤児・帰国者において「家族内では過剰なほど多数のネットワークが張り巡らされるが、外部には広げ難い」と述べる。そこで家族内で感情的な一体感が高揚するが、同時に家族全員が日本の世事・世情に疎いため、適切な対応・判断ができず、現実的な問題解決が難しくなる「圧力釜効果」が生じると指摘する。そして、「日本における知識、経験をもつ家族外の者とのネットワークを形成し、『参照』し得るものをつくること」の重要性を強調する。

また鄭暎恵・蘭信三・大坊郁夫・中川泰彬は、残留孤児・帰国者の家族内で、一世・配偶者・二世等の生活や意識がそれぞれ大きく異なり、適応過程にも差があり、これが家族に緊張関係や解体の危機をもたらすと述べている[37]。

これらはいずれも、貴重な知見である。

しかし、残留孤児・帰国者の主体的な家族生活の形成、およびそこでの協働の実態が、十分に捉えられていないように思われる。また、残留孤児・帰国者の家族が直面する主な問題を、異文化の壁と適応の困難と捉えている。こうした異文化適応論の限界は、すでに指摘した。

先行研究において、帰国者家族の主体的営為として時折着目されるのは、二世の進学・就職等、個人的階層上昇の戦略である。そこで比較的若い二世等の個人的階層上昇に向けたエンパワメントや支援体制の整備――特別入試、日本語教育、中国文化や中国で習得した専門を生かした就職支援等[38]――が重視される。

これらももとより、一定の範囲内で重要ではある。しかし現実の日本社会は、貧困・失業・孤独・差別といった疎外状況を不可欠の構成要素とし、しかもそれらを一定の属性・特徴をもつ人々に押し付けることを前提に維持・再生産されている。個人的階層上昇が、根本的な問題解決をもたらさないのは自明であろう。

重要なことは、様々な困難に直面しつつ、それらを主体的に克服しようとする帰国者家族の協働と社会構造変動・変革との関連を、事実に即して把握することであろう。先行研究が注目する一世・配偶者・二世の生活や意識の異質性も、家族の緊張・解体だけでなく、家族内外の連帯・協働の重要な契機であり得る。

第3節　広義の支援者との関係

広義の支援者に関する先行研究も多い[39]。

箕口雅博は、「社会（コミュニティ）とのかかわりのなかで生活している人間」を重視してアクション・リサーチを行い、「帰国者の支援ネットワークは量的・質的にも確実に拡がって」おり、帰国者支援は「コミュニティ・アプローチの先端を歩んでいると言っても過言ではない」[40]と述べる。また「帰国者に対する支援体制は、…（中略）…さまざまな支援ネットワークを中核とするコミュニティ・アプローチの方向で動いている。そのなかで筆者らが果たしてきたのは支援ネットワークづくりの触媒的役割である」とも述べる。そして「インターネットを介した情報交換・相互支援の拡がりにはめざましいものがあり、中国帰国者定着促進センターを発信基地とする帰国者支援ネットワークは、…（中略）…ひとつのネットワーク・コミュニティを形成しつつある」と高く評価する[41]。

また蘭信三・高野和良は、長野県下伊那地方において、「中国帰国者の立場から地域社会を映しだしてみると、主役の中国帰国者を真ん中に、行政の窓口、自立指導員、親族、旧満州開拓団関係者、ボランティアが脇を固め、生活の場としての公営住宅、職場、学校があり、それに職場・学校そして近隣などの一般住民が見守るという構図」があり、これらに支えられて帰国者は地域社会にソフト・ランディングしてきたと述べている[42]。

ただし箕口・蘭・高野は、残留孤児の現実の生活過程やそこでの問題解決において、支援がどれほどの有効性・重みをもっていたかを検証しているわけではない。箕口のいう「コミュニティ・アプローチ」が残留孤児の生活問題を実際に解決し得ていれば、国家賠償訴訟は起きなかったであろう。また蘭・高野が何を指標として「地域社会へのソフト・ランディング」と評価しているかは明確ではないが、蘭・高野自身も、長野県下伊那地方において支援者と帰国者の間に様々な矛盾・対立があり、そのために下伊那を離れ、大都市に流出する帰国者がいることに言及している。本稿第5章第1節でも指摘したように、残留孤児・帰国者の現実の生活とそこでの諸問題をふまえ、広義の支援者が果たした役割が客観的に検証されるべきであろう。

一方、支援者の諸類型に関する研究もある。その多くもまた、同化主義と多文化主義の二元論である。すなわち①残留孤児・帰国者に日本人としての同化を求める家父長的支援者、および、②国籍を問わない人権や適応・多文化共生を重視する支援者の二分法である。前者の多くは、中国からの引揚体験をもつ高齢者で、長年にわたって身元引受人・自立指導員等として活動してきた。後者の多くは比較的若く、日本語教師・日本語教育ボランティア・在日外国人支援等に携わってきたとされる[43]。

同化主義・家父長的とみなされる支援者が自ら執筆した文献には、善意の信念による同化の強制ともいうべき記述が頻出している。藤岡重司は自著で、残留孤児達に「膝まで頭を下げる最敬礼」を学ばせ、「完全に日本式礼儀作法が仕上がるまで何回となく実習」した旨を記している[44]。菅原幸助も自著で、「身元引受に際し、小中学校の子供は落ちこぼれないように努力すること、孤児はもちろん年長の子供も一日も早く生活保護世帯から抜け出して自立すること等の誓約書を提出させ」、「中国人から日本人への頭の切り替えに力を入れて教育」し、「中国式に考えず、日本人なる決意で頑張るか」と何度も念を押したと記している[45]。

一方、多くの論者は、こうした同化主義・家父長的支援に批判的である。いいかえれば、多文化主義的支援を肯定的に評価している。たとえば蘭信三は、自立指導員やボランティアの同化主義イデオロギーを批判し、「中国帰国者は、日本語（や日本文化）ができない欠けた存在ではなく、中国語（や中国文化）ができるうえに日本語（や日本文化）も学習中の可能性ある存在として理解することが、本来の理解」と述べる[46]。蘭信三・高野和良も、支援者と帰国者が指導－被指導、援助－被援助といった非対称的関

係を形成し、パターナリズムが生じやすかったと述べている。そして、それとは異なる中国帰国者の立場に立った「新たなボランティアとしての支援者」の登場に言及している[47]。支援者と帰国者の上下関係やそれに伴う同化・自立の強制については、小田美智子・山田陽子・高橋健・大久保真紀・林郁等、多くの研究・文献が批判的に言及している[48]。

家父長的な支援者による同化の強制が、残留孤児に苦痛をもたらしたことは、明白である。しかし、多文化主義的適応の限界も、すでに本稿で繰り返し指摘した。

重要なことは、同化主義であれ多文化主義であれ、支援者が、残留孤児の現実生活やそこでの問題解決において、いかなる役割を果たしたのかを、事実に即して検証することであろう。その際、残留孤児と支援者の関係に視野を限定せず、残留孤児の生活史・生活過程・社会諸関係をトータルに把握し、その中で支援者が果たした役割の意味・重みを検証することが不可欠である。

第4節　残留孤児・帰国者のコミュニティについて

残留孤児・帰国者相互のコミュニティについても、いくつかの先行研究がある。

蘭信三によれば、長野県下伊那地方において、中国帰国者の集住コミュニティはあまり形成されず、適応にも役割を果たすことが少なかった[49]。そしてその理由は、中国帰国者の日本への帰国定住が、政府による帰国支援、親族等の身元保証人の存在、行政や自立指導員の支援によって特徴づけられていたことにあるという。蘭は、「中国帰国者の一般的な大人たちはボランティアや行政の支援のお陰で、ある種自立し、ある種分断されていた」と述べる。「戦争犠牲者の本国帰還者という文脈では、…（中略）…ボランティアの支援を中心に、家族・親族の繋がりでの生活戦略によって日本社会への適応戦略が図られていった。他方、エスニック移民という文脈からみれば、元々基礎になる中国でのネットワークが不十分なうえに行政やボランティアの支援があったために、独自の組織や社会的ネットワークは十分には展開される必要がなかった」のである[50]。

しかし、残留孤児の多くが差別・孤立を経験してきた現実をふまえれば、蘭の指摘には、やや違和感を抱かざるを得ない。もとより蘭がフィールドとした長野県下伊那地方が、他の諸地域――特に大都市圏――と異なる地域的特質を有していた可能性は大きい[51]。しかし、それだけではない。前述のように、地域の各種支援組織・支援者のまなざしからアプローチするだけでなく、残留孤児の現実の生活過程と社会諸関係のトータルな実態把握の中で、支援が果たした（または果たさなかった）役割を客観的に検証することが必要であろう[52]。

一方、南誠は、従来、中国帰国者にはコミュニティが存在しないと言われてきたが、それは必ずしも正しくないと述べる[53]。南によれば、帰国者どうしの相互扶助・情報交換はたえずなされてきた。またそのネットワークは特に2001年以降の国家賠償訴訟運動を通して、一層強化されつつある。佟岩・浅野慎一も、残留孤児が帰国者相互のインフォーマルな社会諸関係を永住帰国後に新たに形成し、国家賠償訴訟の運動形成の際には、帰国前に中国で培った諸関係も含め、帰国者相互のネットワークが大きな役割を果たしたことを明らかにしている[54]。

そして小田美智子は、大規模公営住宅等で、中国帰国者が一種の「中国人社会」を作ることについて、これを「多文化教育で懸念されるモザイク型住み分けから生じるカプセル化、孤立化」とみなし、「周辺住民からの偏見や差別を招きやすく、社会的不安の要因ともなりかねない」と述べる[55]。

しかし、偏見や差別、社会不安を生み出す主体は周辺住民であり、カプセル化して暮らす中国帰国者ではない。重要なことは、カプセル化をアプリオリに問題視してその解消を図ることではない。むしろ残留孤児・帰国者の現実生活とそこでの問題解決にとって、カプセル化と呼ばれる社会関係・コミュニティがいかなる意味をもつのかを、事実に即して検証することであろう。

なおカプセル化の問題視は、厚生労働省が「適度な集中、適度な分散」と称して残留孤児に居住地を指定・強制した政策[56]とも通底する。小田美智子自身は、帰国者のカプセル化を生み出すものとしてこの政策を批判[57]している。しかし、この政策は本来、「あまり特定の地域に集中しすぎることは、一種の租界をつくることにもなりかねず、地域社会から逆に遊離したり、日本語習得などの点でも障害になったりしかね」ないとの危惧に根差し、いわばカプセル化の防止策として実施されたのである。

最後に飯田俊郎は、中国帰国者の生活と社会関係について、「生活保護受給（依存）と就労（自立）」、「帰国者仲間のネットワーク（連帯）と孤立」の2つの軸に基づき、4類型を設定する[58]。そして残留孤児に典型的なパターンを「依存－連帯型」もしくは「依存－孤立型」に見出す。また、被害者意識を日本人アイデンティティと結びつけ、過去に損なわれた社会的・経済的機会の補償を日本人としての当然の権利として要求するのが、「依存－連帯型」の残留孤児による異議申し立てのあり方と指摘する。

飯田の分析は、残留孤児の経済状況と社会関係（とりわけ帰国者相互のネットワーク）の関連を、しかも主体的な要求・運動の基盤として捉えた点で有意義である。しかし、残留孤児のネットワークを連帯と孤立の二分法で捉えるのは、やや強引であろう。また、連帯はつねに異議申し立ての運動の基盤になるとは限らず、逆に運動を潜在化させる基盤にもなりうる。そして何より、実際の異議申し立ては連帯以前に、現実の生活過程とそこでの問題から生み出される。具体的な生活過程のレベルに降りて見なければ、連帯が果たす機能、および連帯と孤立がいかに分岐・交差するのかも、十分に理解できないであろう。

以上の社会諸関係をめぐる多様な先行研究を通底する方法論上の問題は、残留孤児のトータルな生活とそれに基づく主体性が十分に把握されていないことにあるように思われる。

広義の支援者から見て、いかに支援が有効に機能し、また逆に残留孤児との関係に深刻な問題・軋轢があったとしても、それらが残留孤児の現実の生活過程にとって、どれほどの意義と重みをもつかは別問題である。残留孤児は、広義の支援者や一般の日本人と良好な関係を結ぶために生きているわけではない。逆に生きるために、その必要に基づいて社会関係を主体的に構築・改変する。時には、広義の支援者との関係を能動的に断ち切り、「適応」だけでない様々な戦略（同化、異化、不適応、受容、闘争等）を駆使し、または家族や「中国人社会」の内部に立てこもって身を

守ることこそが、生活の必要に根ざす主体的実践となる場面もありうる。もとよりそうした実践は、疎外と苦痛に満ちている。またそれは、行政を含む広義の支援者から見れば、悪しき「カプセル化」や不合理な「圧力釜効果」と映るかも知れない。しかしそれでもそれらは、残留孤児自身が自らの生活とその必要に基づいて選択した主体的実践であり、そこには何らかの根拠と合理性がある。大坊郁夫・中川泰彬は、家族や同郷者との同族社会を形成し、出自文化を維持していけるサポート源を持つことが「異国」での適応につながると指摘する[59]。浅野慎一は、移住者による母国文化の集合的な維持・再生産が、単に移住前の文化の残滓や移住先社会への「適応」といった消極的要素にとどまらず、むしろ移住先の構造的・階級的諸矛盾に抗して人間的尊厳を守ろうとする「歴史の能動的要因」たり得る点に言及している[60]。

第7章　アイデンティティ論を越えて

従来、残留孤児のアイデンティティに関する研究は、大きく2つの視点から、多数蓄積されてきた。

第1節　アイデンティティ・クライシス

まず第1は、アイデンティティの葛藤・危機を捉える視点である。ここでは残留孤児は、日本と中国という2つの国民国家の狭間で翻弄され、双方から排除され、自己を内的に引き裂かれる人々とみなされる。

その中にも、いくつかのバリエーションがある。

まず、残留孤児が「日本人」としてのアイデンティティを色濃く持ちつつ、それが揺らいでいる側面を強調する立場である。

大坊郁夫・中川泰彬は、残留孤児が他の移民に比べ、日本人アイデンティティを強くもつが、文化・心性面では実質的に「中国人」であり、二重の心理構造を持つと指摘する[61]。

飯田哲郎は、来日前および帰国直後、残留孤児には日本人アイデンティティが順調に形成されるが、帰国後の日本社会における排除・差別、および自らの内なる中国文化、さらに「日本人」としての同化を強制する援護事業の圧力等により、それが苦悩にまみれていくと述べる[62]。「日本人らしい」生活が保障されないことにより、日本人アイデンティティが動揺し、「継子アイデンティティ」に似た感覚が醸成されると言うのである。

蘭信三も、日本社会において、残留日本人は、一方で日本人だからこそ「受容」され、他方で文化的に日本人でないとして「排除」されるダブル・バインド状態におかれ、その結果、「自分は何人なのか」といったアイデンティティ・クライシスを余儀なくされると指摘する[63]。蘭は、こうした残留孤児を、否定的スティグマを刻印された「パーリアとしての日本人」と捉える。

一方、残留孤児が「中国人」としてのアイデンティティを色濃くもつ側面を強調する立場もある。木下貴雄は、残留孤児を「中国人」としての文化的アイデンティティを強く保持した「日系中国人」と捉える[64]。原賀肇・林郁等も、残留孤児が文化的に「中国人」であることを重視し、日本文化への性急な同化の強制に反対している[65]。

以上の諸研究はいずれも、残留孤児のアイデンティティが社会によって翻弄され、引き裂かれる側面を重視している。いいかえれば、残留孤児自身によるアイデンティティの主体的創造過程を十分に捉えているとは言い難い。

第2節　アイデンティティ・ポリティクス

そこで第2に、残留孤児を、日本と中国のどちらにも回収されない越境的アイデンティティの担い手、もしくは日中双方を柔軟に使い分ける能動的主体と捉える視点が立ち現れる。

ここにもまた、いくつかのバリエーションがある。

呉万虹は、日本に帰国した残留孤児が、「日本人であること」と「中国人であること」を功利主義的に使い分けていると述べる[66]。また中国定住を選択した残留孤児に関しては、①日本人アイデンティティ、②中国人アイデンティティ、そして③どちらにもこだわらずとにかく安定した生活を最も重視する「中間柔軟アイデンティティ」という3タイプの存在を指摘する[67]。

張嵐もまた、残留日本人の語りから、アイデンティティの3類型を抽出する[68]。すなわち、①日本人としての自己意識を持ちつつ、他者とのコミュニケーションの中で「日本人と違う」といった意識も合わせ持つ「両義的自己」、②中国人としてのアイデンティティをもつ「定着した自己」、そして③臨機応変に日本人と中国人を使い分ける「柔軟な自己」である。

蘭信三は、残留日本人が単なる「パーリア」にとどまらず、日本社会を創造的に生きる「意識的パーリア」でもあると述べる[69]。すなわち残留日本人は国民国家の枠に囚われるとともに、それを「突き破る人々」でもある。また日本社会で差別・排除を甘受する弱者であるだけでなく、「日本や中国という国民国家の枠を乗り越えて拡がる可能性を持つ人達」、「国民国家を乗り越えるという途方もない可能性をもつ強者」でもあると指摘する。

大久保明男は、残留孤児を、日中双方の国家・民族から疎外された経験をふまえて多様なアイデンティティを戦略的に使い分けるアイデンティティ・ポリティクスの主体と捉える[70]。その意味で残留孤児は、国家・民族を忌避・嫌悪し、それらを単なる生計の手段として小気味よく弄ぶ「ディアスポラ・アイデンティティ(漂泊する自己)」を確立する主体でもある。祖国も民族も所詮は幻想にすぎないとの認識に立ち、中国人でも日本人でもない「流浪する孤児」として、国家や民族の磁場から逸脱し、「日中の境界」で生きようとする姿勢・思想こそ、残留孤児が確立しつつある新たなアイデンティティではないかと指摘する。

そして南誠は、アイデンティティを、発話・言語活動によって構築され、不断に練り直されるパフォーマティヴィティとして把握する[71]。そして残留孤児が、①日本人、②中国人、③残留孤児という3つのアイデンティティを戦略的に使い分け、それによって現実の諸課題に柔軟に対処し、生き抜いている実態を明らかにする。また、パフォーマティヴィティには、①一定の政治的目的に基づく政治的位相、②多様なまなざしに対処するための社会的位相、③他者に理解されず、語っても聞き取ってもらえない対自的位相があると指摘する。

第3節　アイデンティティ・ポリティクス論の限界

第2の視点の諸研究はいずれも、残留孤児の多様かつ主体的なアイデンティティを捉える試みといえよう。そこでその多くは、

残留孤児のアイデンティティをめぐる既存の、社会によって構築された「モデル・ストーリー」への抵抗・異議申し立てとなる。

しかし同時に、このことは、これらの研究の限界・問題をも裏面から炙り出す。

すなわちまず、ここで論じられているアイデンティティは、基本的に既存の国民国家を前提としたナショナル・アイデンティティである。したがっていかに多様性・越境性を強調しても、残留孤児に即していえば、①日本人、②中国人、そして③何らかの意味での中間という3類型の域を出ない。呉万虹・張嵐・南誠が指摘する残留孤児のアイデンティティの3類型はそれぞれ微妙な差異・対立を孕みつつ、いずれもこれに該当する。各類型内の多様性、および類型間の選択可能性や重層性をいかに強調しても、前記の3類型の組み合わせであることに変わりはない。蘭信三のいう「意識的バーリア」[72]も、その具体的内容は不明確だが、「乗り越える」べき対象が国民国家の枠である以上、③中間（「柔軟な自己」等）以上のものにはなりえない。大久保明男のいう「ディアスポラ・アイデンティティ」も、日本・中国という磁場の存在を前提とした逸脱であり、「日中の境界」[73]である。こうした諸研究で抽出されるアイデンティティは、ローカリティ・階級・家族内での続柄・年齢・健康状態等を含むトータルな生活過程に基づくものではなく、あくまでナショナルなそれである。その意味で、様々な「モデル・ストーリー」を批判する論者は、自らもまたナショナル・アイデンティティという「モデル・ストーリー」に囚われていることを自覚しなければなるまい。

したがってまた、アイデンティティ・ポリティクス論の多くは、現実の生活過程や社会構造変動との関連が不明確である。

まず張嵐は、アイデンティティ・クライシスといった「モデル・ストーリー」を批判し、インタビュアーと当事者の対話的構築主義の立場から、アイデンティティが構築される「多様かつダイナミックなプロセス」として、前述の3類型（両義的自己、定着した自己、柔軟な自己）を提示する[74]。

しかし対話的構築主義に徹すれば、この3類型は、残留孤児が現実生活をふまえて形成した自己ではなく、あくまでインタビュアーである張との、いま／ここでの関係性が構築した「自己」である。そうである以上、張は自らを「中国人留学生」等と概括的・一般的に自己定義せず、少なくともこの3類型を当事者とともに構築したインタビュアーとして3種またはそれ以上の自己定義を明示しなければなるまい。また何より、インタビュアーとの関係性の中で生み出された「語り」は、残留孤児の主体性のほんの些細な破片にすぎない[75]。残留孤児の主体性の最大の創造物・発現形態は、トータルな生活・人生そのものである。アイデンティティの「多様かつダイナミック」な創造過程も、インタビュアーに対していかに語ったかではなく、当事者がいかに生きてきたか／生きているかに見出されるべきであろう。

これに対し、同じく構築主義の立場に立つ南誠は、インタビュアーとの対話（いま／ここ）に視野を限定しない。残留孤児自身が日常の生活世界で多様なアイデンティティ・パフォーマティヴィティを発揮し、それによって自己を構築している現実を認めている。南はインタビュアーとして、その現実を聞き取り、解釈・分析するのである。そして南が批判する「支配的な物語（モデル・ストーリー）」は、残留孤児をめぐる政治的位相（戦争の被害者、棄民等）である[76]。現実の残留孤児は、社会的位相・対自的位相において多様な「語り」を駆使し、または「語り」直し、それらを通して諸課題に柔軟に対処している。ところが従来の言説空間（メディア・研究等）は、政治的位相でのステレオタイプな「語り」だけに注目し、これをモデル・ストーリー化してきた。

こうした南の指摘には、一定の妥当性がある。確かに従来の日本社会の言説空間は、政治的位相を重視してきた。しかし、残留孤児自身が現実の生活過程において、政治的位相を過度に重視してきたとはいえまい。そのことは、まさに南が明らかにした通りである。国家賠償訴訟の渦中の時期でさえ、残留孤児は「原告」としてのみ生きていたわけではない。社会的・対自的・政治的な位相は、残留孤児の生活過程の中で不可分に結び付き、展開していたと捉えるべきであろう。重要なことは、日本社会の言説空間の偏りを指摘するだけでなく、残留孤児自身の日常生活でのパフォーマティヴィティが、残留孤児の現実生活、および言説空間を含む政治・社会構造の変動・変革にいかに連鎖していたかを、事実に即して解明することであろう。

大久保明男の「アイデンティティ・ポリティクス」・「ディアスポラ・アイデンティティ」論にも、一定の問題がある。アイデンティティは、現実の生活過程の中で構築される。したがってそれは生活過程の多様性に基づき、多様である。また残留孤児の生活過程の内実は、「日中双方の国家や民族から疎外されてきた」というだけでは決して語り尽くせない。大久保のいう「ディアスポラ・アイデンティティ」も確かに残留孤児のアイデンティティの一要素ではある。しかし、それが主体的・能動的なポリティクスである以上、時と場合によって極端なナショナリズム、または市民社会からの逸脱として発現することも想定すべきであろう。

大久保は、一部の残留日本人二世・三世による反社会的行為をメディア・エンタテインメント等が過剰に取り上げ、その結果、二世・三世の悪いイメージが普及し、法令を遵守して地道な努力で成功を勝ち取った、またはポジティヴに生きている多くの二世・三世の存在が看過されることを問題視する[77]。また、山崎豊子の『大地の子』において中国で生きて行くことを決意した主人公の描写が、大多数の残留孤児の現実と乖離し、かつ中国の国家・民族に対する過剰な賛美につながると批判する[78]。いわば大久保にとって批判すべき「モデル・ストーリー」は、「反社会的行為に走る残留日本人二世」や『大地の子』のイメージである。

しかし元来、報道・エンタテインメント・小説は、全体の統計的分布に従って偏差なく紹介するものではない。また一部ではあれ、二世・三世が日本社会での疎外を主な背景として、固有の集合的アイデンティティを構築し、反社会的行為に走っていることも事実である。実際に中国人として、中国への定住を意識的に選択した残留孤児もいる。

アイデンティティ・ポリティクス論に立つ以上、そうした反社会的行為に走る二世・三世、および中国に定住する残留孤児のアイデンティティもまた、一種の生活戦略と捉え、そこに社会変動・変革に連なる創造性・主体性を見出すべきだろう。

そして蘭信三は、残留日本人の多様な言説が、国家賠償訴訟の展開の中で、2つのモデル・ストーリーへと回収されていくプロ

セスに着目する[79]。一つは日本によって中国の地に捨てられたという「棄民の語り」で、これが訴訟過程で弁護士・支援者・マスコミという新たな聞き手を得て洗練され、今や帰国者社会の中でもっとも広く受け入れられる代表的なモデル・ストーリーとなった。もう一つは、中国でも日本でも排除され、「私達は何人なのか」というアイデンティティ・クライシスを訴える「葛藤の語り」で、これも国家賠償訴訟の中で広く流布された。それ以外にもいくつかのモデル・ストーリーに沿った「語り」があり、しかもかつてこれらは「祖国に訴える語り」だったが、国家賠償においては「祖国を訴える語り」へと変質した。そして蘭は、これらの残留孤児の「語り」が、「体験した『事実』に忠実に述べられた『客観的』で不変なものという実証主義的なものではない。それは、…（中略）…語り手と聞き手の対面上の相互作用によって構築されるものである」と述べる。

つまり蘭によれば、国家賠償訴訟の過程で述べられた残留孤児の「棄民」と「葛藤」の語りは、客観的・実証主義的な「事実」ではなく、弁護士・支援者・マスコミという聞き手との相互作用で構築された「語り」である。

一方、筆者（浅野）は、「棄民」や「葛藤」の語りを、残留孤児が現実の生活体験に根ざして主体的に構築した事実と捉えている[80]。もちろんそれ以外にも、多様な語りが残留孤児からなされ、それらもまたすべて現実の生活過程と社会構造の変動・変革へと連鎖している。社会構造変動・変革の営為は、いうまでもなく国家賠償訴訟の運動だけではない。たとえ国家賠償訴訟で原告としての残留孤児にとって不利に働く事実であっても、それが現実の生活過程に根ざしたものである以上、国家賠償訴訟とは異なる歴史・社会的文脈で残留孤児の生活の発展的再生産やそれを実現する社会構造変動・変革の契機となり得る。

なお筆者は、蘭のように「客観的」で実証主義的に解明された「事実」が「不変」であるとは考えない。客観的な実証が深まれば、「事実」が変化するのは、むしろ当然である。科学は、乗り越えられてこそ科学であり、不変の真理ではない。客観や実証は人間の主体的認識の一方法であり、つねに変化する[81]。

第4節　生活とアイデンティティ

さて、生活とアイデンティティの関連については、他にもいくつかの議論が散見される。

大坊郁夫・中川泰彬は、日本に帰国した残留孤児の中で、日本人としてのアイデンティティが低い者は不適応傾向を示すと述べる[82]。また配偶者・二世に比べ、残留孤児には「家族の要」という意識が強く、リーダーシップを持ち、家族をまとめていこうとする傾向があるとし、その一因として、「自分の祖国－血の源があるとの意識も働いているのではないかと考えられる。自分は日本人であるとの同一性があり、根本的なところでは日本への依存、安堵があると思われる」と考察する。

しかし残留孤児とその家族の帰国後の厳しい生活をふまえれば、大坊・中川の指摘はやや説得力を欠くように思われる。すなわち日本人としてのアイデンティティが低い者が不適応傾向を示すのではなく、逆に日本社会で困難に直面し、不適応を余儀なくされた者が、日本人としてのアイデンティティを低下させるのではないか。現実の厳しさは、日本人アイデンティティを持てば乗り越えられるほど低いハードルではない。また残留孤児の「家族の要」としてのリーダーシップも、血統に基づく同一性や日本社会への依存・安堵より、むしろ自分が残留孤児であるために運命を大きく変えてしまった家族への責任感に根ざすものではないか。総じてアイデンティティ、とりわけナショナル・アイデンティティが現実の生活や行為を規定するというより、現実の生活がアイデンティティを構築すると考える方が妥当であろう。

また呉万虹は、自ら抽出したアイデンティティの3類型（「日本人」「中国人」「中間柔軟」）が、日本への帰国、中国での定住という実際の行為・選択と無関係であったと述べている[83]。つまり日本帰国者にも、中国定着者にも、それぞれ多様なアイデンティティの人々がいたのである。その一方で呉は、中国定着者の中で「消極的な本意定着」者のアイデンティティを「日本人寄り」、「積極的な本意定着」者のそれを「中国人寄り」、そして「生活重視の本意定着」者のそれを「中間柔軟型」と区分している[84]。しかしこれは実質的には同義反復の域を出ず、わざわざアイデンティティに言及する意義は希薄であろう。つまりここでもまた、アイデンティティと現実の生活過程との関連は、明確にされていないのである。

以上のように、ほとんどのアイデンティティ研究は、現実の生活過程や社会構造変動・変革との十分な接合面を確保していない。

そこでアイデンティティ・クライシス、およびアイデンティティ・ポリティクス（またはアイデンティティ・パフォーマティヴィティ）の境界・関係も曖昧にならざるを得ない。多様なアイデンティティやその使い分けは、一方で社会構造による強制であり、同時に他方で主体による能動的選択でもある。そこでこれを切り離して主体性を重視する研究の多くは、「時と場合、相手、状況によって」といった漠然たる一般論、または「客観的な社会構造と主観的な生活世界」といった単純な二分法に陥らざるをえない。そして多くの場合、マクロな歴史・社会構造変動には規定・翻弄されるが、ミクロな生活世界・対面状況・発話レベルでは主体性・戦略を確保しているといった、極めて脆弱な人間像を前提とせざるを得ないのである。

残留孤児のアイデンティティを心理主義的・解釈学的に捉えず、マクロな歴史・社会構造の変動・変革へと連なる主体的契機として考察することが重要である。

第8章　国家賠償訴訟闘争をめぐる諸論点

さて残留孤児は、2002年～2008年にかけ、全国15の地方裁判所で国家賠償訴訟を起こした。これを受け、日本政府は2007年、新たな支援法を策定した。各裁判所の判決、および新支援策について、筆者は既に一定の見解を示した[85]。ただし判決や新支援策をめぐっては、多様な見解・解釈がある。これについては、残留孤児の被害に関する詳細な実証研究をふまえ、別稿で検討したい。本稿では、国家賠償訴訟闘争に関する先行研究を検討する。

第1節　アイデンティティ・ポリティクスとしての国家賠償訴訟

国家賠償訴訟を残留孤児のアイデンティティと関連させて論じた研究者として、蘭信三と大久保明男がいる。

蘭信三は、国家賠償訴訟を「中国帰国者によるアイデンティティ・ポリティクス」、「日本人としての包摂と排除のダブル・バインドに悩む中国残留日本人による政府や日本社会とのアイデンティティ・ポリティクス」と位置づける[86]。また蘭は、「彼／彼女ら（残留孤児）をめぐるアイデンティティ・ポリティクスへの彼／彼女らの異議申し立てが、今回の国賠訴訟の背景にある。すなわち、中国残留日本人とは何ものであり、日本社会にとってわれわれはいったいどんな意味をもっているのかという彼女／彼らの問い、いや悲痛な叫びが国賠訴訟だったのである」[87] とも述べる。いずれにせよ蘭は、国家賠償訴訟をアイデンティティをめぐる政治闘争と見なしている。

前述のように蘭は、国家賠償訴訟の過程で展開された「棄民」と「葛藤」の語りを、弁護士・支援者・マスコミという新たな聞き手を得て洗練され、帰国者社会の中でもっとも広く受け入れられるに至った代表的なモデル・ストーリーとみなす。またそれらが、残留孤児が体験した「事実」に忠実に述べられた「客観的」で実証主義的なものではなかったとも述べている。こうした認識に立てば、確かに国家賠償訴訟は主観的に構築されたアイデンティティをめぐる政治闘争と位置づけられよう。

しかし筆者は、これも前述の如く、「棄民」や「葛藤」の語りを、残留孤児が現実の生活体験に根ざして主体的に構築した事実と捉えている。国家賠償訴訟は、こうした事実に基づいて国家の責任を明確にし、現在の生活問題を解決・改善するための客観的な集合行為であったと考える。

蘭は、中国帰国者問題を「社会問題」としてのみ捉える立場を批判し、当事者が日本社会を創造的・主体的に生き抜いている実態の把握の重要性を強調する[88]。また「社会問題」としてのみ把握することは、帰国者を「可哀想な人達」と捉えることに陥りかねないとも指摘する。

しかしこれは、蘭自身が「社会問題」と当事者の創造性・主体性を切り離して捉える見方に陥っていることを物語っている。残留孤児・帰国者は、「可哀想な」救済の対象・客体ではなく、「社会問題」を自ら解決する主体である。残留孤児が日常生活で直面するあらゆる問題は――人間が社会的存在である以上――、「社会問題」である。国家賠償訴訟は、現実の「社会問題」の解決を目指す当事者による創造的・主体的な社会運動である。

一方、大久保明男は、国家賠償訴訟を、「彼ら（残留孤児）の厳しい境遇とともに彼らの『国家に対する幻滅』を如実に物語る一つの事例ではないだろうか」[89] と述べる。

前述のように大久保は、残留孤児が国家・民族を忌避・嫌悪し、それらを単なる生計の手段として小気味よく弄ぶ「ディアスポラ・アイデンティティ（漂泊する自己）」を確立する主体と捉えている。いわば国家賠償訴訟は、国家に対する幻滅・嫌悪の現れであり、生計の手段としての国民の権利の主張ということになる。

もとより国家賠償訴訟がもつ意味は、原告の中でも多様である。一部には、大久保が指摘する要素も皆無ではない。

しかし同時に国家賠償訴訟は、立法・行政への幻滅であっても、司法への一縷の期待である。その限りで、国家権力への全面的幻滅ではない。また残留孤児が国家に求めたのは、単なる生計の手段としての賠償であったか否かも検証が必要であろう。

総じて国家賠償訴訟は、国家権力に対する残留孤児の最後の期待、最後の審判ではなかったか。もとより、その期待・審判に司法を含む国家権力が応え得たかどうかは、別問題である。

「日本人であること／日本人になること」は、日本の国家・社会への無批判な同化・適応と同義ではない。「日本人である」からこそ日本の国家・社会を批判し、変革を求める批判的国民主義もありうる。人権の要求が、「本物の日本人としての自覚」[90] ではなく、逆に「本物の日本人」への批判である可能性もある。日本人としての権利を求めた訴訟を、「祖国なきディアスポラ」としての行為と定義するのは、やや無理があるだろう。国家を単位とした公共性、および越境的な共同性の双方の構築にとって、残留孤児のアイデンティティがいかなる意味をもったのかを、より広い視野から検証すべきべきであろう。

第2節　普通の日本人として人間らしく生きる権利

では残留孤児は、国家賠償訴訟で何を求めたのか。

国家賠償訴訟の嚆矢となった関東訴訟の弁護団は、残留孤児の要求を「普通の日本人として人間らしく生きる権利」と定式化した。全国各地の弁護団はこれを、さらに多様な権利概念へと発展させていった。「日本人として、日本の地で、人間らしく生きる権利」（兵庫）、「祖国日本の地で、日本人として人間らしく生きる権利」（大阪）、「日本人として人間らしく生きる権利」（東海）、「日本人としての幸福を追求する権利もしくは日本国内において人格を形成発展させる権利」（広島）等である[91]。

「普通の日本人として人間らしく生きる権利」について、中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会（以下、弁護団全国連絡会）は、「人格権、幸福追求権、帰国の権利といった既存の基本的人権が複合したもの」[92] と述べている。またその具体的内容について、安原幸彦は、「日本で家族と生活するとか、日本語を習得するとか、日本文化を身につけるとか、日本で職業を得るとか、こうしたことを通じて日本人社会の一員として生きること」[93] と述べる。斉藤豊は、残留孤児が日本人として生きる人格形成を阻害され、その実現を阻まれたことをふまえ、人格権の一類型としてこの権利を位置づけている[94]。さらに斉藤は、「ここではあえて日本人と限定しているが、より普遍的には、人が自ら帰属する社会の中で人格を発展させるプロセスを人格権の一発現としてとらえ、孤児はこの人格権の実現を阻害され続けた人々であり、問題は基本的人権の侵害である」[95] とも述べる。そして井上泰は、「人として生まれた以上、祖国において、父母の属するコミュニティの中で成長・発達し、本来帰属する国家・社会の中でもっとも適応できるような人格を形成する利益が生来の権利として認められることは当然」[96] と主張する。

「普通の日本人として人間らしく生きる権利」の侵害を、残留孤児に即して見れば、日本政府が、①早期帰国実現義務、および②帰国後の自立支援義務を果たさなかったことに集約される[97]。田見高秀は、「国が自国の国民に対し、帰国の途を閉ざすこと、それは当該国民を自国の国民として、そもそも遇しないことを意味する。また・・・帰国しえても普通の日本人としての生活と生涯をまっとうできない被害を被らせた」[98] と述べる。

しかし、こうした「普通の日本人として人間らしく生きる権利」

について、被告・国側は法的根拠がないと反論した[99]。また弁護団全国連絡会によれば、残留孤児だけにこうした権利が認められるか否かについては、原告勝訴の判決を出した神戸地裁を含め、裁判所の判断は概ね否定的であったという[100]。そして弁護団全国連絡会自身も、「それが中国残留孤児らに特有の権利として認められるほどの一体性、独立性を有するものといえるかは確かに疑問の余地はあろう。『普通の日本人として人間らしく生きる権利』とは、多分に、中国残留孤児たちの境遇を世論にアピールする場合のキャッチフレーズ的な意味合いを含んだものであった」[101] とも述べている。さらに弁護団全国連絡会は、「『日本人として人間らしく生きる権利』という孤児らが侵害された権利の内容を十分に深化できなかった」と総括し、「人生被害を法的権利としてまとめ、これを説得的に裁判官の前に提示する作業が行われたか、行われなかったとすればその理由は何かが問われる必要がある」[102] と振り返っている。

筆者には、この問題を法理論的に検討する能力はない。今後、残留孤児の生活史・生活実態に関する実証研究をふまえ、この権利の社会的実体をより深く考証したい。

しかしさしあたり残留孤児の被害を最も簡潔に総括すれば、戦後の日本国民としての主権を根こそぎ奪われたことにあると考える。つまり憲法前文の国民主権の原則そのものから排除された特殊な日本国民が、残留孤児であった。その意味で残留孤児の国家賠償訴訟は、憲法の個々の条文との関係以前に、その前提となる「国民」の資格を問い、したがって日本国民に保障されたすべての権利の剥奪という事実の有無を問う、希有な訴訟ではなかったか。そしてこうした思想は、必ずしも国家賠償訴訟の際に「世論にアピールする場合のキャッチフレーズ」として作られたものではない。たとえば菅原幸助は、1987年に帰国孤児連盟が法務省人権擁護局・日本弁護士連合会に人権救済申立書を提出するために行った運動について、次のように記している。「帰国者たちは、何回も集まりを開いて、誰が、どう人権を侵害されたか。日本人残留孤児そのものの人生四十余年間全部が日本人としての権利、義務が与えられなかったところに『日本人としての人権が存在しなかった』『そのために、中国残留日本人孤児はどんな不利益を受けたか』を明らかにし、その『不利益』を日本政府につぐなってもらうための運動を展開していくことになった」[103]。

第３節　政策形成訴訟と老後の生活保障

さて、国家賠償訴訟をめぐっては、政策形成訴訟という方法とその理念、および形成すべき政策の質も重要な論点となる。

弁護団全国連絡会によれば、政策形成訴訟とは、「特定当事者間の個別の紛争処理にとどまらない政策形成機能を民事訴訟が果たす現代型訴訟」[104] である。残留孤児問題の解決には、裁判での勝訴だけでなく、国の政策の変更が不可欠である。そこで勝訴判決をテコとして、孤児支援の特別立法を作らせることを目的とした政策形成訴訟が必要になる[105]。

もとより政策形成訴訟は、勝訴（国の法的責任の明確化）と政策形成を切り離し、後者だけを目指すものではない。安原幸彦は、「裁判闘争によって国の『棄民政策』の法的責任を明らかにし、裁判闘争に勝利することによって国をして孤児達に謝罪させ、『棄民政策』を転換させて、孤児達の権利を充たす政策を確立し実行させることを戦いの基本目的とする」[106]、「『残留』孤児の人生被害に対する国の責任を明確にした判決」という出発点がなければ、「『お気の毒な方々』に対する救済策の域」を出ず、「『残留』孤児が政府の政策による被害者であるという位置づけを明確にすることは、･･･（中略）･･･被害克服、被害救済の出発点」[107] と述べている。

ただし結果的にみれば、原告の残留孤児は、多くの裁判所において敗訴した。そしてそれでも支援法は一定の改正をみた。弁護団全国連絡会は、「政策転換・形成を目的として提訴された集団訴訟は、結果的に、自立支援法の抜本的改正という形で一応初期の目的を達した形となった。もっとも、各地弁護団の、そして全弁連の当初の目論見は、各地裁で何らかの形で勝訴判決を積み上げていき、政府の姿勢を転換させるというものであり、決して敗訴判決の山を築くことでなかったことはいうまでもない。その意味では、解決への道筋は当初の予定とはかなり異なった」[108] と総括している。

また政策形成訴訟の認識には、地域毎に一定の相違もみられた。

関東の残留孤児は1999年以降、老後の生活保障の立法化を求める国会請願活動に取り組んだ。しかし国会請願は２度に渡って不採択となり、これが国家賠償訴訟に取り組む直接の契機となった。また2001年、ハンセン病患者が国家賠償訴訟に勝訴し、新たな支援策を勝ち取ったことに大きな示唆を受け、残留孤児も司法の場で問題解決を図ろうとする動きが生まれた[109]。いわば関東では、政策形成を目指す運動の蓄積があり、その延長線上で訴訟が取り組まれたと言ってよい[110]。『関東弁護団　訴状』も、「政策を変えようとしない国の姿勢に接し、…（中略）…その救済を司法に求めるしかないと考え」て提訴したと経過を説明し、訴訟の目的を「国の責任を問うとともに、その政策の抜本的な転換を求めることにある」[111] と規定している。

これに対し、地方、たとえば2004年に国家賠償訴訟が提訴された兵庫県では、それ以前に政策形成の運動はあまり活発ではなかった。いわば国家賠償訴訟が、初めての本格的な集合行動であった。また兵庫県の孤児にとっては、ハンセン病患者の国家賠償訴訟より、むしろ2002年に帰国した北朝鮮拉致被害者に対する日本政府の待遇が、大きなインパクトを与えた。日本政府の責任ではない拉致被害への政策措置に比べ、日本政府の政策によって生み出されたはずの残留孤児に対するそれは、あまりに劣悪であった。そこで兵庫県では、当初から日本政府の責任を明確にするという司法固有の意義が、訴訟運動の主たる目的となった[112]。『兵庫弁護団　訴状』も、「この裁判は、…（中略）…国の責任を明らかにし、人間の尊厳を取り戻すために提起したものである」と述べ、政策形成には言及していない。

筆者は、残留孤児の国家賠償訴訟が単に勝訴を目指すだけでなく、それを新たな政策形成の契機にする必要があるという意味で、政策形成訴訟の理念・目的に反対ではない。また政策形成訴訟と明確に位置づけることにより、法廷闘争にとどまらず、広範な世論・社会に訴えることができた意義も大きい。さらに政策形成訴訟は――弁護団の意図からは逸れるかも知れないが――、三権分立に対する実質的批判であり、筆者は近代批判の立場からそこに

一定の現代的意義を見出すものである。

しかし他方で筆者は、政策形成訴訟とあえて位置づけるか否かを問わず、残留孤児問題のような現在進行中の事案について、裁判で国家の違法性が明確になれば、何らかの政策形成がなされるのは当然とも考える。また訴訟の意義・成果は、第一義的には国の違法性をどこまで明確にし得たかで評価されるべきとも考える。その意義・成果こそが、後に形成される政策の水準を決定的に左右するからである。そして三権分立の下、裁判所になしうるのは、あくまで国の法的責任の明確化でしかない。

総じて筆者は、政策形成訴訟の理念・実践に決して反対ではないが、その中でも政策形成とは異なる訴訟固有の意義・役割――国の違法性の明確化、謝罪と賠償――もまた独自に重視されるべきと考える。

また、長年にわたって残留孤児問題を取材・報道してきた大久保真紀（朝日新聞）は、国家賠償訴訟の主な目的を、残留孤児の老後の生活保障の実現に見出している。大久保は、国家賠償でも新たな政策形成一般でもなく、老後の生活保障という極めて限定的な目的・要求を強調する。「孤児たちが真に望んでいるのは、賠償金ではなく、新たな老後の生活保障制度だ。もともとこの裁判は、退職年齢を迎えた孤児たちが、年金では食べていけず、制約の多い生活保護を受けざるを得なくなったことへの危機感から始まった」[113]、「孤児たちが裁判に立ち上がった最大の理由は、生活保護制度のもとで老後を過ごさなくてはならないということだ。…（中略）…孤児たちが求め続けてきたのは、…（中略）…生活保護とは違う新しい生活支援制度の確立だった」[114]、「人間としての尊厳の回復を求めて、具体的には生活保護ではない老後の生活保障制度を求めて立ち上がった」[115]、「残留孤児たちが求めているものは、金ではなく、安心して暮らせる老後の生活保障…（中略）…。民事裁判では『孤児の老後を支援する法律を作れ』といいう訴えは起こせないため、やむを得ず損害賠償請求という方法を選び、裁判で勝つことで新しい制度を作る必要性を国に認めさせ、実施してもらいたいというのが彼らの願い」[116] 等、大久保の見方は一貫している。

もとより老後の生活保障は、残留孤児の切実な要求の一部ではあった。

しかし筆者は、残留孤児の苛酷な生活史・生活実態をふまえると、こうした大久保の認識は、国家の責任の明確化・政策形成の双方の意義をやや軽視し、また孤児達の実際の要求を狭く限定して捉えすぎているように思う[117]。

第 4 節　訴訟闘争を通じた主体形成

最後に、訴訟闘争における残留孤児の主体性についてみる。

張嵐は、原告の残留孤児すべてが国の責任を厳しく追及する「モデル・ストーリー」の語り手ではなかった点に注目する[118]。張によれば、裁判の中心メンバーでない原告の中には、国の謝罪や賠償を望まず、現状の生活に満足し、養父母の墓参さえ自由にできるようになればよいと語る「中間層の参加者」もいた。また裁判に消極的で、勝訴にもあまり期待しないが、ただ仲間の一員として原告団に参加した「心理的フリーライダー」もいた。

確かに筆者も国家賠償訴訟の渦中、張が指摘するような多様な原告の語りに接した。しかし筆者は、張の解釈・分析には、疑問を感じざるを得ない。一人ひとりの人の心中は一枚岩ではない。しかしまたそれゆえに人の心は同じでもある。張のいう「モデル・ストーリー」を最も強く主張していたリーダーの心中にも、「中間層の参加者」や「心理的フリーライダー」の要素は確実に存在し、一定の文脈でそうした発話がなされていた。逆に「国の謝罪や賠償を望んでいるわけではない」と語る原告（張のいう「中間層の参加者」）も、現実の行為としては国の責任を追及する原告団に参加し、仮に勝訴した場合、国の謝罪や賠償をおそらく辞退しなかったであろう。張のいう「心理的フリーライダー」も、経済的負担や身体的・心理的重圧に耐えつつ、原告団の活動に参加していた。「勝訴を期待しない」という語りの裏に、万一敗訴した場合の精神的ダメージをあらかじめ軽減しようとする自己防衛の心的機制が読み取れるケースもあった。原告だけではない。様々な理由により、原告団を途中で離脱した残留孤児もいた。神戸地裁で原告が勝訴した際、「賠償金がもらえるなら、今からでも原告団に加入できないか」と筆者に相談を持ちかけてきた残留孤児もいた。筆者は原告だけでなく、こうした残留孤児も含め、現実の生活体験の中で、日本政府の政策に理不尽なものを感じ、自らを被害者とみなす共通の主体性をもっていたと考えている。

「いま／ここ」で、たまたま目前にいたインタビュアーに何を語ったかは、些細なことである。重要なことは、当事者の現実の生活であり、当事者がいかに生きてきたかである。

もとよりこのことは、すべての残留孤児が同質的な「モデル・ストーリー」の体現者であるとか、他の多様な語りより「モデル・ストーリー」を重視すべきだということではない。一人ひとりの残留孤児は、それぞれの多様な生活史・生活過程に基づき、多様な思いをもち、そしてそれにも関わらず多くが原告団に結集した。また訴訟・原告団に対しても、多様な形で関与した。こうした統一性と多様性はいずれも、諸個人の現実の生活史・生活過程に基礎づけられている。いうまでもなく生活史・生活過程は、主観と客観の二分法に立った「客観的」なものではありえない。それは、残留孤児の主体性・生活戦略が創造した客観的実在である。

また「モデル・ストーリー」に基づく国家賠償訴訟だけが、残留孤児の現実生活に根差した社会構造変動・変革の唯一の道筋でないこともまた、自明である。張のいう「中間層の参加者」や「心理的フリーライダー」の主体性は、単に「周辺的な原告」というだけでなく、むしろ別の位相での社会変動・変革の中心的な生活戦略でありうる。原告団を離脱した孤児や、判決後に「賠償金がもらえるなら、今からでも原告団に入れないか」と相談を持ちかけてきた孤児の主体性もまた、現実生活に根差したものであり、何らかの社会変動・変革へと連鎖し得る。そうした多様な社会構造変動・変革の道筋を明らかにすることこそが、多様な主体性を重視する研究者の任務であろう。単に多様な意識形態を羅列するだけでは、有意義な発見とはいい難い。現実の生活の矛盾に基づき、人間の意識がつねに多様な矛盾を孕み、それゆえに人間は成長・発達し、多様な形で社会を変革しうるのは、自明である。重要なことは、その歴史的・具体的内実の解明であろう。

さて、国家賠償訴訟を通した残留孤児の主体形成を捉えた研究も見られる。

安原幸彦は、裁判に向けた陳述書の作成が、自らの被害を自覚し、何に対して闘っていくのかを明確にする残留孤児の主体形成において重要な役割を果たすと指摘している[119]。

また名和田澄子は、残留孤児が裁判闘争の中で自らの生活史を語っていることに着眼し、そうした「語りに共通しているのは、権利主体として自己を確立しようとする強い意志」であり、とりわけ「棄民政策の実態を法廷で語ることで主体形成して」いると述べる[120]。さらに名和田は、残留孤児が法廷で他の孤児の口頭弁論を傍聴することで、「同じ根を持つもの同士の集団であることを再確認し、相互連帯の思想が芽生え強化される。…（中略）…法廷で、…（中略）…中国残留日本人孤児はアイデンティティと帰属性を求めて共同作業をおこなっている」と指摘する[121]。

そして弁護団全国連絡会は、「裁判を担う主体の面について見ると、集団訴訟を通じて、それまでばらばらであった孤児らが、地域のなかで一定のまとまりを持って声を上げる集団となることができたという点を重要な成果として指摘することができる」、「原告団という当事者集団を形成することでしかできない連帯と共感を彼らのなかに生」み、また「内部的団結だけでなく、弁護団はもとより、訴訟を通じ彼らの存在を知り、共感し、支援する同胞の和を広げることができた」と述べている[122]。

さらに弁護団全国連絡会は、裁判闘争が新たに創り出した国の政策以外の諸成果として、①孤児たちの自己変革と新たに築いた豊かな人間の絆、②支援者・弁護士との新たな絆等をあげている。特に①については、「孤児たちは、闘いのなかで自己認識を深め、自己変革を遂げていった。とりわけ、法廷闘争の展開のなかで、孤児問題についての歴史認識を深めたこと、早期帰国義務と自立支援義務を怠ってきた政府の政治的責任と法的責任についての確信を深めたことに負う面が大きい。加えて…（中略。法廷外を含む諸活動を通して）…自らの人権と人間の尊厳回復の闘いの正当性への確信を強め、主体的に自立した活動を強めていった。まさに、この裁判闘争が、原告である孤児自身の解放と成長を大きく促したのである」と述べている[123]。

これらはいずれも、裁判闘争を通した主体形成を捉えた貴重な知見である。とりわけ被害者が単に「救済すべき客体」ではなく、被害者として自ら問題解決に挑む権利主体であることを明確にしている点で重要である。

しかし同時に、残留孤児の中でも、その生活史・生活過程は多様であり、したがって訴訟運動を通した主体形成の内実もまた多様と思われる[124]。またそこでの主体形成が、国家の責任を明確にする権利主体としての成長やそれを目的とする連帯に限られるか否かも、今後、検証されなければならない。

第9章　定義と呼称

最後に、残留孤児・残留日本人の定義と呼称について検討する。

第1節　1987年の厚生省による残留孤児の定義

厚生省（当時）は1987年、次の5つの要件をすべて備える人を中国残留日本人孤児と定義し、肉親捜しの調査対象とした[125]。

①戸籍の有無にかかわらず、日本人を両親として出生した者であること

②中国東北地区などにおいて、昭和20年8月9日（ソ連参戦）以降の混乱により、保護者と生別又は死別した者であること

③当時の年齢が、概ね13歳未満の者であること

④本人が自分の身元を知らない者であること

⑤当時から引き続き中国に残留し、成長した者であること

これは、あくまで肉親捜しの調査対象者の定義である。しかし残留孤児の公式の定義としては唯一のものであるため、先行研究では最も多く紹介・検討されてきた[126]。

先行研究の多くは、特に③の要件を批判している。この規定により、13歳以上の人々が調査対象外とされ、しかもその理由が、13歳以上の人々の残留を自己意思とみなすものだったからである。先行研究は、この要件が現実離れしており、また残留日本人を放置した国の責任を、個人に転嫁するものと批判した[127]。

さらに庵谷磐は、この定義自体が「個人次元原則」、つまり政府の責任回避、個人への責任転嫁であると批判する。庵谷は特に④の要件について、身元に関する記憶をもつ孤児が中国残留孤児ではなくなるという矛盾を指摘する[128]。南誠も、「身元を知る人たちはあくまで家族次元の問題であると捉えられ」、訪日調査の対象から排除されたと述べる[129]。

これらの先行研究による批判は、概ね妥当といってよい。これらの規定によって厚生省の調査対象外とされた人々は、その後も永住帰国の遅延をはじめ、多大な被害を被ることになった。

また④の「自分の身元」については、「知る・知らない」といった単純な二者択一は通用しない。肉親捜しは、孤児と肉親の双方が「知る／知らない」の境界線――曖昧な身元情報――を照合し、埋め合わせる作業であった。

以上をふまえれば、肉親捜しの調査対象の定義としては、③の「13歳未満の者」、④の「自分の身元を知らない者」という2つの要件は非現実的かつ無用の混乱を招くものであり、「未だ肉親と再会できていない者」とするだけで十分であったといえよう。

なお①の「日本人を両親として出生した者」という要件について、日垣隆は、日本政府の「内鮮一体」政策に沿った結婚で生まれた日鮮混血の人が対象外になると指摘している[130]。

②の要件については、先行研究はあまり論評していない。しかし「昭和20年8月9日（ソ連参戦）以降の混乱により」は、とりたてて挿入する必要がない文言である。これを削除して「中国東北地区などにおいて、保護者と性別又は死別した者であること」で十分に定義できる。時期を明示する必要があれば、③の要件を「昭和20年時点で年齢が、概ね13歳未満」とすれば足りる。「8月9日以降の混乱により」は、残留孤児の発生が日本政府の責任ではなく、ソ連参戦に起因するといった日本政府の政治的立場が無理やり挿入させた無用の文言と言わざるを得ない。

なお、こうした日本の厚生省の定義に、中国政府も同じ見解をもっていたとの指摘がある[131]。

しかし張坤志・関亜新は、残留孤児の日本敗戦時の年齢規定に、日中両国政府で違いがあると指摘している[132]。中国では13歳未満ではなく、「引きとられた際に独立した生活能力のない18歳以下の未成年」と規定しているのである。筆者も、残留日本人問題を管轄する中国公安局で、同じ基準を度々確認した。日本側の13歳未満という基準は、残留孤児の発生当時の実態からみても、また「児

童とは、18歳未満のすべての者をいう」とする児童の権利に関する条約に照らしても、恣意的かつ不合理と言わざるをえない[133]。中国政府が日本政府・厚生省の定義と「同じ見解をもっていた」とすれば、それは訪日調査への参加資格として日本政府側が提示した基準に同意したという以上の意味をもたないと考えられる。

第2節　1994年の支援法における残留邦人の定義

さて、1994年に施行された中国残留邦人等の帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下、支援法）は、残留邦人を次のように定義している（①～③の区分は筆者による）。

①中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって、同日において日本国民として本邦に本籍を有していた者

②及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国地域に居住している者

③並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者

ここでは、1987年の厚生省の残留孤児の定義に見られた「概ね13歳未満」、「自分の身元を知らない者」といった問題が解消されている。そこで先行研究には、この支援法の定義について、目立った論評は見られない。

しかし、ここには少なくとも3つの留意点がある。

まず第1に、「昭和20年8月9日以後」という無用の文言が引き続き維持される一方、「同年9月2日以前」という日付が実質的な意味をもつ要件として新たに記されている。9月2日は日本政府が降伏文書に調印した日で、世界的にはこれが「終戦記念日」である。残留日本人問題が、日本政府による戦争と密接に関連したものであることが、条文中に明記されたといえよう。なぜこうした変化が起きたかは、次節で述べる。

第2に、②の「これらの者（日本人）を両親として」という要件には問題がある。1987年の厚生省の定義は肉親捜しが目的だったため、「両親が日本人」という要件は、日垣隆が指摘する問題を除けば、大きな矛盾を生み出さなかった。しかし1994年の支援法の目的は、帰国促進と帰国後の自立支援である。また②は戦後生まれの人に関する要件である。この場合、残留邦人の定義に「両親が日本人」と限定する根拠は曖昧と言わざるをえない。1985年以降、日本の国籍法は男女両系で子供に日本国籍の取得を認めている。それ以前も男系の子供に日本国籍の取得が認められていた。したがって戦後、両親のいずれかを日本人として中国で生まれた子供達も、残留邦人の範疇に含む可能性が検討されるべきではなかったか。これは、現状では残留邦人の二世と取り扱われている人々の永住帰国や帰国後の自立支援に多大な影響を与える問題である。

第3に、①と②の「引き続き中国地域に居住している者」という要件も、永住帰国後の自立支援を目的とする定義としては不適切である。これは、単なる形式的不整合にとどまらない。支援法成立以前に既に日本に帰国していた残留邦人を支援対象から排除することになり、法の趣旨からみて不当と言わざるを得ない。

第3節　1993年の口上書における残留日本人の定義

ところで、1994年の支援法における残留邦人の定義に、1945年9月2日（日本政府の降伏文書調印）という日付が実質的に意味をもつ要件として新たに記された理由の少なくとも一つに、1993年に日中両国政府が交わした口上書の影響があると思われる。

日中両国政府は1993年、日本への里帰り及び永住の問題を解決するための口上書を交わした。

ここで、「日本国籍残留日本人」と「中国国籍残留日本人」は次のように定義されている。

①「日本国籍残留日本人」とは、現在日本国籍を有しているものであって1945年9月2日以前に中国に渡航し引き続き中国に居住しているもの、又は1945年9月2日の日に日本国籍を有していたものであって、同日以前に中国に渡航したものを両親として中国で出生し、引き続き中国に居住しているもので現在日本国籍を有しているものをいう。

②「中国国籍残留日本人」とは、1945年9月2日の日に日本国籍を有していたが現在中国国籍を有しているものであって、1945年9月2日以前に中国に渡航し引き続き中国に居住しているもの、又は、1945年9月2日の日に日本国籍を有していたものであって、同日以前に中国に渡航したものを両親として中国で出生し、引き続き中国に居住している者で現在中国国籍を有しているものをいう。

ここで最大の特徴は、「8月9日以降」に一切触れず、「9月2日以前」のみを要件としていることである。いわば日本政府は中国政府との関係では、残留日本人問題の発生がソ連参戦ではなく、日本政府の戦争行為に因ることを認めざるを得なかった。これとの整合上、1994年の支援法でも「9月2日以前」の日付を入れざるを得なかったと思われる。しかし支援法は、残留孤児の発生がソ連参戦によるものであることを示唆する「8月9日以降」という無用の文言も引き続き維持した。こうしたダブル・スタンダードは、日本政府の主張の根拠をますます薄弱にするものである。

第4節　ありうべき定義

以上、1987年の厚生省、1994年の支援法、1993年年の口上書の3つの定義を検討してきた。各定義はいずれも一定の政策目的に沿ったものであり、残留日本人等それ自体の一般的な定義ではない。また今日、残留日本人の多くが日本に永住帰国しており、「引き続き中国に居住するもの」という要件は不適切である。したがってまた残留日本人の定義には、戦後の中国からの引揚者との区別が不可欠になる。日本政府が1972年（日中国交正常化）まで中国からの帰還者を「引揚者」として受け入れてきたことを考慮すれば、引揚者と残留日本人の帰還時期の境界線は1972年に引くのが妥当であろう[134]。

これらをふまえれば、残留日本人の定義は本来、次の4点で十分であるように思われる。

①1945年9月2日以前に中国に渡航し、同日に日本国籍を有していたもの

②又はこれらのものを両親のいずれかまたは両方として、中国で出生したもので

③引き続き中国に居住し、又は1972年9月29日（日中国交正常

化）以後に日本に永住帰国したもの

④並びにこれらのものに準ずる事情にあるもの

この中で残留孤児をあえて定義する必要があれば、下記の要件を追加することが適当であろう。

⑤1945年９月２日に、概ね満18歳未満であるもの

第５節　呼称について

残留孤児・残留日本人の呼称については、多くの議論がある。その経過は、南誠・綱島延明・木下貴雄が既に考察している[135]。

ここには、主に４つの論点が錯綜していると思われる。

第１は、日本政府の責任の明確化である。たとえば「残留」という用語が、日本政府による放置・棄民という意味を希薄化させ、個々人が自己意思で残留したかのような印象を与えているといった批判がある[136]。しかし一方、「日系中国人」・「中国帰国者」等の呼称に比べ、「残留孤児／残留日本人」の方がその歴史的背景や苦難・被害、そして日本政府の責任を明示しているといった意見もある[137]。日本政府が引き起こした戦争の犠牲者という意味を強調して「戦争孤児／戦争犠牲孤児」という呼称も一部に見られる[138]。しかしこれは逆に、戦後の日本政府の政策によって生み出された残留孤児の被害を見えにくくする側面もある。

第２に、日本のナショナリズムへの姿勢である。中野謙二は「同胞とか中国帰国者」、八木巌は「中国帰国者ないし引揚者」との呼称を用いた[139]。これらは残留日本人が日本人であり、祖国に帰国・引揚げてきた意義を強調する見方であろう。林勝一も、ある当事者が「他の中国人とは違う。日本人なんだという意味を込めて中国帰国者」と名乗った経過を紹介している[140]。これらに対し、張坤志・関亜新は「日本では当初、『中国未帰還同胞』と呼んでいたが、それでは中国人に奪われた日本人の子供と誤解されやすい。そこで中国が異議を唱えた後、日本では彼らを『中国残留孤児』、『中国残留邦人』などと改称した」と述べる[141]。また南誠は、残留日本人等という呼称には日本に永住帰国するのが当然という日本側の一方的な論理があり、これに対する批判が「日系中国人」という呼称に含まれていると指摘している[142]。

第３は、複雑な思いと結びついた字義の正確さである。中国人の養父母がいて、中には日本人実父母も判明した中高年の人々を「孤児」と呼ぶことへの違和感を指摘する意見がある[143]。「残留」という用語も、すでに日本に永住帰国した人々をいつまで「残留者」と呼ぶのかという疑問もある。しかし他方で、子供時代に実の両親と離死別させられ、その後も長期にわたって帰国を果たせなかった残留孤児の耐え難い苦難をふまえ、「孤児」「残留」という用語に妥当性を見いだす論者・当事者もいる[144]。「戦争孤児」「中国孤児」[145]等の呼称も一部で用いられたが、これらも字義の正確さという点では問題があるだろう。さらに「日系中国人」という呼称については、現在、残留日本人の多くが日本に居住する日本国籍者であることとの整合性が問題になる。

そして第４は、当事者や日本社会の受け止め方である。たとえば、「残留孤児」という語が暗いイメージや差別の表象となっているといった意見がある[146]。しかし他方で国家賠償訴訟では、残留孤児という語が権利・闘争主体の表象として当事者に用いられた。いうまでもなく様々な呼称に対する意見・受け止め方は当事者の中でも多様であり、同一個人の中でも変化する。

なお「中国帰国者」という概念は、残留日本人だけでなく、来日した配偶者や子孫も含む。逆に日本に帰国せず、中国に定住する残留日本人は含まない。また「中国帰国者」という呼称についても、中国籍者が多く「帰国」という語は不適切との意見もある[147]。日本から中国に戻って定住する人が増えれば、「中国帰国者」という呼称もますます混乱するだろう。

筆者は、呼称に「正解」は存在しないと考えている。

なぜならまず第１に、ネイションは、血統、国籍、居住地、言語・文化等、多元的に錯綜し、しかもつねに変化する。残留孤児・残留日本人の呼称は、日本・中国といったネイションに言及せざるをえず、それゆえ命名の瞬間から相対化される。残留日本人・中国帰国者等のあらゆる呼称が孕む違和感は、ポスト・コロニアル時代におけるネイションそれ自体の限界に由来する。

第２に、残留日本人・中国帰国者だけでなく、あらゆる人々に付与される呼称は、他者による定義であると同時に、当事者のアイデンティティ・主体性を構築・表現する記号でもある。そこであらゆる呼称は固定せず、つねに暫定的で不完全なものとなる。

したがって文脈に応じて多様な呼称が用いられるのは、むしろ当然である。

補注

１）庵谷（2009）、同（2006）、八木（1980）45頁、大場・橋本（1986）、菅原（2006）６頁、浅野・佟（2006）42頁、同（2010）229頁、同（2011）180頁。

２）立石（2007）129頁等。

３）菅原（1989）182-187頁、郡司（1981）26-27頁、原賀（1986）44頁。

４）菅原（1989）、庵谷（2009）、同（2006）。

５）中国残留日本人孤児問題懇話会（1982）108頁。

６）中国残留日本人孤児問題懇話会（1985）127-130頁。

７）梅田・江畑（1996）、梅田（1995）。

８）木下（2003）91-92頁は、国の責任は明白とした上で、残留孤児の多くが問題解決に積極的に取り組まないことに問題を見出している。これは残留孤児を問題解決の主体と捉え、その上で主体性の希薄さを指摘する立場といえよう。

９）浅野・佟（2010）229頁、同（2011）180-181頁。

10）浜口（1998）には、帰国後、自立生活を営む孤児達の笑顔の写真が列挙されている。

11）南（2006）201･205･206頁、同（2009-a）121頁。

12）自立支援法とそれに基づく支援策については、小川（1995）、園田・藤沼（1998）、田中（1997）、田中（2004）80-81頁、中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会（2009）346頁、内藤（2006）等。政府の主張については、これひさ（2004）300頁。

13）中国残留日本人孤児問題懇話会（1982）108-120頁。同（1985）131-133頁。

14）高橋（1994）124頁、八木（1980）44頁、太田（1983）207-208頁等。

15）「中国帰国者支援に関する検討会報告書」（2000）。平城（2007）

81頁、小林（2009）276-277頁、馬場（2000）12頁、同（2001）1-2頁。

16）平城（2007）81-82頁。

17）浅野（2005）106･192頁、同（2007-a）。

18）浅野・佟（2010）230頁、同（2011）181頁。

19）適応と同化の同質性は、小田（1998）321･333頁、同（2000）。

20）中国残留日本人孤児問題懇話会（1982）118頁、同（1985）136頁。

21）中国帰国者定着促進センターの使命について、平城（1995）61頁、佐藤・小林（1994）13頁、文化庁文化部国語課（1990）、日高（1989）124頁、本垰（1993）1頁、小林（2009）270-271頁。

22）馬場（2000）、同（2001）、青木（1996）、池上（1996）、同（1995）、池上・井本（1993）、池上・小林（1999）、泉（2005）、内海・富谷（1998）、小林（1988）、同（2009）、同（1996-a）、同（1997）、同（1993）、佐藤・小林（1994）、山本（1999）、山本（2008）、山内（1995）、同（1996）、安場（2007）、同（1999）、同（1997）、安場・馬場・平城（1997）、若松（1995）。

23）池上（1994-a）17頁。

24）「適応」については、佐藤・小林（1994）19頁、池上（1994-a）19頁、同（1994-b）、同（2000）、梅田（1995）179-180頁、原（1986）58頁、小林（1985）83頁、日高（1989）119-120頁、于（2010）38-39頁。

25）小林（1996-b）19-20頁。

26）小林（2009）274頁、池上（2000）212頁。

27）小林（1985）75頁、同（1996-b）13-17頁、同（1996-a）59･62頁、同（1993）13-19頁、同（2009）274頁等。

28）小林（2009）261頁。

29）池上（2000）228頁。

30）山内（1994）211頁、日高（1989）119-120頁、平城（2007）82頁、小林（1988）、同（1985）77頁。労働・経済生活・居住等に関する現実の生活問題を、文化的問題と捉える研究も少なくない。財団法人中国残留孤児援護基金（1998）188･254頁、趙・町田（2000）137･143頁、同（1999）522･526頁、張（2005）。また異文化適応過程については、江畑・曽・江川（1996）、江畑・曽（1996）等。

31）全国社会福祉協議会（1984）は、①就労して生活保護から脱却するよう区役所で指導された場合、②中国での専門を生かせる仕事が日本で見つからない場合、③公営住宅の抽選に何度も外れた場合、④事前に約束した金額より低額の賃金しかもらえなかった場合等、様々な場面を想定し、それぞれ「正解」なるものを示している。ただしその「正解」はいずれも、日本の文化習慣の理解でしかない。①経済的自立の強制、②就職の困難、③公営住宅入居の困難、④労働条件の不利益変更といった現実の生活問題の解決は、最初から想定されていない。原（1986）、文化庁文化部国語課（1997）、文化庁文化部国語課（1990）も参照。

32）山内（1996）174頁は「読み書き能力を身に付けなければ帰国者の労働の質的向上は望めない。…（中略。優れた）教材があれば、それが読み書き能力を伸ばし、いつの日か帰国者すべてが日本語で『読み書き』できる日が来る、と考える方が教師の性には合っている」と述べる。小田切（1989）20頁は、「学習者の日本に対する適応への認識の低さが学習の妨げになっていることがある。例えば、言葉や文化的情報を与えても、それらを実際に生かそうという姿勢が学習者に見られないといった場合である。…（中略）…学習者が自分のおかれている立場やおかれている環境を理解し、少しでも改善しようとする意識に目覚めれば、学習に対する姿勢も自ずと変わるのではないか」と述べる。また安場（1996-a）453頁は、「帰国者の日本定住にまつわる困難は、①行政上の問題、②異文化接触にともなう問題に大別」され、「中国帰国者定着促進センターで帰国者に対する異文化適応教育にたずさわる筆者らにとっては、②が直接、指導領域として設定しえる領域」と述べる。安場（1992）114頁も参照。なお①行政上の問題、②文化接触にともなう問題との区分は、原（1986）58-59頁に依拠している。確かに異文化適応を専門とする研究者・教育者にとって、それは最大の関心事であろう。しかしそれが、帰国した残留孤児にとって現実生活の最重要課題・関心事であるか否かは別問題である。瀬戸（1982）129頁は、「帰国者が概して個人主義的であるのは事実である。日本語教育の面では、力量の弱い講師の授業には学生がこなくなり、講師が自信をなくしてしまうということも教室ではおきている」と述べる。これも孤児の個人主義ではなく、講師の力量の低さ、およびそうした日本語教育しか保障しない日本政府の自立支援策こそが問題であろう。

33）浅野・佟（2010）229頁、同（2011）180頁。

34）『兵庫弁護団 訴状』45-48頁、『同判決（被告の主張の要旨）』2頁。

35）佟・浅野（2011）190頁、浅野・佟（2011）216頁。

36）大坊・中川（1993）410-411頁。

37）鄭（1988）、蘭（2000-b）404頁、大坊・中川（1993）413-414頁。家族機能の低下については、江畑・曽・箕口（1996）。

38）大久保（2009-a）、同（2009-b）、倉石（2006）、同（2009）、友沢（2002）、同（2000）、御園生・木村（1995）、田崎（1998）、宮田（2000）等。

39）菅原（1989）、朝倉（2000）、安場・馬場（1995）、同（1994）、安場（1996-b）等。

40）箕口（1998）175-176頁。

41）箕口（2001）116頁。

42）蘭（2006-a）104･107頁、蘭・高野（2009）328･330･332頁。

43）玉居子（2001）11頁。遠藤（1992）206頁も参照。蘭（2000-b）394-397頁、同（2009-a）36頁、同（2006-b）261-262頁。山崎（1987）293-296頁は、①のタイプの中にも3つの立場を抽出している。

44）藤岡（1998）274-275頁。

45）菅原（1986）207-208･210頁。

46）蘭（2000-b）394-397頁。同（2009-a）36頁、同（2006-b）261-262頁。

47）蘭・高野（2009）326-328頁。

48）小田（1998）325-327･333頁、同（2000）95-97頁、山田（2007）107-109頁、釣部他（1989）69頁、高橋（1994）98-99・101-105

頁、林（1993）84-86頁、大久保（2004）239-240頁、木下（2003）89-90頁。

49）蘭（2000-c）406頁。原文では「少くなく」とある。前後の文脈より、「少なくなく」ではなく、「少なく」の誤植と判断した。

50）蘭（2009-a）37-38頁。

51）蘭も指摘する如く、都市と農村の間には明白な違いがある。蘭（2006-a）111頁、蘭・高野（2009）337頁。

52）佟・浅野（2011）189頁、浅野・佟（2011）216頁は、ボランティアを含む支援者が、実際の問題解決にあまり大きな役割を果たしていないと述べる。

53）南（2006）208頁。

54）佟・浅野（2011）182頁、浅野・佟（2011）203-204・270頁、浅野（2011）132頁。

55）小田（2000）93頁、同（1998）324頁。

56）厚生省援護局（1987）103頁。林（1988）25頁、小田（1998）324頁、同（2000）、菅原（1989）69-71・208-211頁、日垣（1988）174-177頁、林（1993）193頁、庵谷（1989）20-21頁、鈴木（1989）13頁、小林（1996-a）58頁、同（1996-b）395-396頁、同（2009）272頁、岡庭・真野（1985）、小川（1992）、坂本（1988）、多摩（1988）。釣部・鈴木他（1989）66頁の鈴木発言によれば、「ボランティアの中で適度の集中、適度の分散なんていう人がいて、厚生省がその考えをそのまま採用した」という。遠藤（1987）付章は、適度の分散、適度の集中を主張している。また小林（2009）281頁は、1995年頃から帰国前に定着先都道府県を決める方式になり、問題は起きなくなったと述べている。センターでのトラブルは発生しなくなかったが、残留孤児が帰国後に居住地を選択できない点は変わらない。

57）小田（2000）93頁、同（1998）324頁。

58）飯田（1996）271-275頁。

59）大坊・中川（1993）413頁。

60）浅野（1993）3頁。同（2005）173-178頁、同（2007-c）31-34頁。

61）大坊・中川（1993）400頁。

62）飯田（1996）274頁。

63）蘭（2000-a）3-5頁、同（2000-b）23・27・40頁、同（2000-c）411頁、同（2006-c）。

64）木下（2003）66-67頁。

65）原賀（1986）、林（1993）。

66）呉（2004）114-116頁。

67）呉（2009）175頁。

68）張（2009）。

69）蘭（2000-b）44頁。

70）大久保（2009-c）358-359頁、同（2006）159-160頁。

71）南（2010）。

72）蘭（2000-b）42-44頁。

73）大久保（2006）160頁、同（2009-c）359頁。

74）張（2009）。同（2007）101頁は、国家賠償訴訟という独特の背景の中で、残留孤児が自らの苦労史を強調して行う語りを「モデル・ストーリー」と述べる。ただし後述する蘭と異なり、張は、その語りが日本政府の主張に抗して形成された側面を重視する。

75）浅野・森岡・津田（2014）178-179頁。

76）南（2010）70-71頁。同（2006）201・209頁も参照。

77）大久保（2009-c）362-363頁。『大地の子』に対する批判的見解は、菅原・社団法人神奈川中国帰国者福祉援護協会（1998）249-252頁、蘭（2009-a）45-46頁も参照。

78）大久保（2009-c）359-360頁。

79）蘭（2007）240頁。同（2006-b）260頁も、国家賠償訴訟の展開に伴い、「裁判の語り」ともいえる語りがモデル・ストーリーとして残留日本人の語りを席捲したと述べる。

80）佟・浅野（2011-b）153頁、浅野・佟（2011）251頁。

81）浅野（2005）22頁。

82）大坊・中川（1993）407-409頁。

83）呉（2009）175頁、同（2004）223-224・228頁、同（2006）63-64頁、同（2000）165頁。

84）呉（2004）171頁、同（2000）149-150・164頁。

85）浅野（2009-a）、同（2008）、同（2009-b）70-71頁。

86）蘭（2009-a）49頁。

87）蘭（2009-a）57頁。

88）蘭（2000-b）43-44頁。

89）大久保（2009-c）358-359頁。

90）菅原（1989）118頁。

91）中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会（2009）349-356・638頁。池田（2006）52頁も参照。

92）中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会（2009）349頁。

93）安原（2004）51頁。

94）斉藤（2009）74頁。

95）斉藤（2006）21頁。

96）井上（2006）26頁。

97）佃（2004）30頁他。小栗（2008）102・106頁は鹿児島弁護団の訴状に依拠し、「普通の日本人として生きる」権利の侵害を、直接には早期帰国実現義務違反ではなく、自立支援義務違反に限定して見出している。

98）田見（2006）34-35頁。

99）坂本（2005）308頁。

100）中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会（2009）349頁。

101）中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会（2009）349頁。

102）中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会（2009）184頁。

103）菅原（1989）120頁。

104）中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会（2009）17頁。

105）清水（2006）37頁、佃（2004）30頁、池田（2006）52頁。

106）安原（2003）17頁。

107）安原（2006）41頁。

108）中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会（2009）187-188頁。

109）名和田（2008）82頁、安原（2003）17頁、同（2004）48-49頁、古本（2007）91-92頁、菅原（2003）22頁、同（2006）7頁、同（2009）75-76頁、大久保（2004）224-232頁、同（2009）287頁、同（2010）262-263頁、中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会（2009）30･39-40頁、井出（2008）182-183頁、佃（2004）30頁、池田（2006）52頁。残留婦人を含む国家賠償訴訟については、石井（2010）34頁。

110）こうした史的文脈が、関東の個々の原告にどこまで自覚されていたかはわからない。筆者は関東に住む残留孤児十数名にもインタビュー調査を実施したが、こうした史的文脈に直接言及した孤児はいなかった。

111）中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会（2009）3･17頁。

112）浅野（2011）132頁、浅野・佟（2011）270頁。

113）大久保（2005）27頁。

114）大久保（2007）52-53頁。

115）大久保（2008）132頁。

116）大久保（2006）88頁。大久保（2009）288頁も参照。

117）佟・浅野（2011）153頁、浅野・佟（2011）251頁。

118）張（2007）。

119）安原（2004）52頁。

120）名和田（2008）81頁。

121）名和田（2008）86頁。

122）中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会（2009）181頁。

123）中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会（2009）325頁。

124）浅野（2011）、浅野・佟（2011）第8章は、兵庫県原告団において「組織者」、「個人参加者」、「地元参加者」の3タイプの原告が重層的に参加し、それぞれの役割を果たすことで訴訟闘争が遂行されたと指摘する。各タイプの原告は、中国と日本での生活体験において一定の相違を含んでいた。

125）厚生省援護局（1987）17頁。

126）園田・藤沼（1998）91頁、山田（2006）86頁、泉（2005）1頁、大場・橋本（1986）54頁、大櫛（2006）210頁、呉（2003）52頁、同（1999）193頁、同（2000）138頁、同（2004）7頁、中野（1987）44頁、庵谷（2009）227頁、南（2009-a）128-129頁、清水（1989）32頁、庵谷（2009）227頁、日垣（1988）197-198頁、佐々木（1985）110-111頁等。

127）猪股（2009）4頁、北崎（1997）207頁、小川（1995）36頁、同（1992）290頁、中島/NHK取材班（1990）145頁、班（1996）10-11頁、呉（2000）138頁、堀越（1986）371-372頁、日渡（1998）、蘭（2006-d）10-11頁。なお13歳という基準の根拠について、小川（1995）36頁は小学校卒業の年齢、南（2009-a）129頁は未帰還者留守家族等援護法施行時点で20歳の年齢基準からの逆算と述べている。

128）庵谷（2009）227-228頁。

129）南（2009-a）129頁。

130）日垣（1988）197-198頁。

131）佐々木（1985）110頁、清水（1989）32頁、呉（2000）138頁、同（2004）7頁。

132）張・関（2008）177頁。

133）佟・浅野（2008）410頁。

134）南（2009-b）62頁は、集団引揚終結の1958年から日中国交正常化の1972年までの期間こそが、残留日本人にとっての「残留」期間と述べる。

135）南（2010）60-61頁、綱島（1997）、木下（2003）15-18･50-57頁。

136）井出（1986）11頁、同（1985）142-143頁。庵谷（2009）228頁、蘭（2006-d）6頁、澤山（2006）48頁、綱島（1997）、山田（2006）86頁、泉（2005）1頁、小川（1995）34-36頁、大櫛（2006）208頁、中野（1987）42-44頁も参照。

137）林（1983）128頁、中野（1987）44頁、井出（1986）11頁、同（1985）142-143頁、南（2010）60-61頁。

138）清原（1994）355頁、山崎（1999）211-212頁。土井（1996）90-91頁も参照。

139）中野（1987）43-44頁。

140）林（2002）57頁。

141）張・関（2000）64頁。

142）南（2010）60-61頁。

144）遠藤（1987）196頁、厚生省援護局（1987）冒頭頁。

145）読売新聞大阪社会部（1985）。

146）南（2010）60-61頁で紹介される大久保明男等の見解。

147）小林（1988）75頁。

文献目録

青木正（1996）「センターにおけるスクリーニング指導」『中国帰国者定着促進センター紀要』4

朝倉美香（2000）「岐阜県における自立指導員の役割と活動」蘭信三編『中国帰国者の生活世界』行路社

浅野慎一（1993）『世界変動と出稼・移民労働の社会理論』大学教育出版

――（2005）『人間的自然と社会環境』大学教育出版

――（2007-a）「市民社会・人権・都市」有末賢・北川隆吉編著『都市の生活・文化・意識』文化書房博文社

――（2007-b）「中国残留孤児に新たな給付金制度を」『法と民主主義』418

――（2007-c）『増補版 日本で学ぶアジア系外国人』大学教育出版

――（2008）「激動の6年余、道は半ば」『法と民主主義』431

――（2009-a）「中国残留孤児問題は解決したのか」『飛礫』62

――（2009-b）「中国残留日本人孤児に見る貧困」『貧困研究』3

――（2011）「中国残留日本人孤児にみる国家賠償訴訟の組織過程」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』5-1

浅野慎一・佟岩（2006）「中国残留孤児の労働・生活と国家賠償訴訟」『労働法律旬報』1633

――（2010）「本是同根相煎何太急 - 永住帰国後の中国残留日本人孤児」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』4-1

――（2011）『日本人として 日本の地で 人間らしく生きるために』

浅野慎一・森岡正芳・津田英二（2014）「人間発達環境学の発展に

向けて」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』7-2
蘭信三（2000-a）「パーリアとしての中国帰国者」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社
――（2000-b）「中国帰国者とは誰なのか、彼らをどう捉えたらよいのか」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社
――（2000-c）「中国帰国者研究の可能性と課題」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社
――（2006-d）「『中国残留孤児』の問いかけ」『アジア遊学』85
――（2006-a）「地域社会のなかの中国帰国者」『アジア遊学』85
――（2006-b）「解説 母子が語り継ぐ中国残留婦人のライフストーリー」中川佳子『四十三年』皓星社
――（2006-c）「あとがき」『アジア遊学』85
――（2007）「中国『残留』日本人の記憶の語り」山本有造編『満洲 記憶と歴史』京都大学学術出版会
――（2009）「課題としての中国残留日本人」蘭信三編『中国残留日本人という経験』勉誠出版
蘭信三・高野和良（2009）「地域社会のなかの中国帰国者」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版
飯田俊郎（1996）「都市社会におけるエスニシティ」駒井洋編『日本のエスニック社会』明石書店
庵谷磐（1989）「政府の対応とボランティア活動」『自由と正義』40-10
――（2006）「中国帰国者支援施策の展開と問題点」『アジア遊学』85
――（2009）「中国残留日本人支援施策の展開と問題点」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版
池上摩希子（1994-a）「『中国帰国生徒に対する日本語教育の役割と課題」『日本語教育』83
――（1994-b）「日本語教育が必要な児童生徒対象の教育目標構造化の試み」『中国帰国者定着促進センター紀要』2
――（1995）「教授・学習仮定における積極的な個別化に関する考察と提案」『中国帰国者定着促進センター紀要』3
――（1996）「読解ストラテジートレーニング・プログラムの評価」『中国帰国者定着促進センター紀要』4
――（2000）「子ども追跡調査 中間報告」『中国帰国者定着促進センター紀要』8
池上摩希子・井本美穂（1993）「面接場面におけるコミュニケーション能力の評価に向けて」『中国帰国者定着促進センター紀要』1
池上摩希子・小林悦夫（1999）「帰国者に対する学習支援におけるインターネット活用の可能性と課題」『中国帰国者定着促進センター紀要』7
池田澄江（2006）「私の祖国は何所？ 私はなにじんですか」『法と民主主義』413
石井小夜子（2010）「中国残留邦人国家賠償請求訴訟」『法学セミナー』661
泉敬史（2005）「中国帰国者のことばの壁」『札幌大学総合論叢』19
井出孫六（1985）「蒼茫は今もなお（第1回）」『世界』6月
――（1986）「公用語になった『中国残留』『日本人孤児』の曖昧」『朝日ジャーナル』5月30日
――（2008）『中国残留邦人』岩波新書
井上泰（2006）「大鷹判決・野山判決の批判」『法と民主主義』413
猪股祐介（2009）「満洲農業移民から中国残留日本人へ」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版
于涛（2010）「中国帰国児童の学校適応戦略に関する研究」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』3-2
内海由美子・富谷玲子（1998）「日本語教室で活躍する支援者のための支援の可能性」『中国帰国者定着促進センター紀要』6
梅田康子（1995）「中国帰国者に見られた救助ニーズの経年的推移」『中国帰国者定着促進センター紀要』3号
梅田康子・江畑敬介（1996）「救助ニーズの経年的推移」江畑敬介・曽文星・箕口雅博編『移住と適応』日本評論社
江畑敬介・曽文星（1996）「文化受容過程」江畑敬介・曽文星・箕口雅博編『移住と適応』日本評論社
江畑敬介・曽文星・江川緑（1996）「文化受容」江畑敬介・曽文星・箕口雅博編『移住と適応』日本評論社
江畑敬介・曽文星・箕口雅博（1996）「家族の適応過程」江畑敬介・曽文星・箕口雅博編『移住と適応』日本評論社
遠藤誉（1987）『風よ 祖国に向かえ』読売新聞社
遠藤満雄（1992）『中国残留孤児の軌跡』三一書房
大櫛戊辰（2006）『炎昼』新風舎
大久保明男（2006）「表象される『中国残留孤児』」『アジア遊学』85
――（2009-a）「経験としての中国帰国生徒特別選抜入試」蘭信三編『中国残留日本人という経験』勉誠出版
――（2009-b）「『中国引揚者子女』側から見る大学特別選抜入試制度の意義」蘭信三編『中国残留日本人という経験』勉誠出版
――（2009-c）「『中国残留孤児』のイメージと表象」蘭信三編『中国残留日本人という経験』勉誠出版
大久保真紀（2004）『ああ わが祖国よ』八朔社
――（2005）「中国残留孤児国家賠償訴訟、大阪地裁で全面敗訴」『世界』9月
――（2007）「新支援策の早期実現を」『週刊金曜日』679
――（2008）「動き出した中国残留邦人への新支援」『社会福祉研究』101
――（2009）「中国帰国者と国家賠償請求集団訴訟」蘭信三編『中国残留日本人という経験』勉誠出版
――（2010）「日中友好の架け橋に」『世界』4月
太田知恵子（1983）『雨ふりお月さん』教育史料出版社
大場かをり・橋本進編（1986）『中国残留日本人孤児』草の根出版会
岡庭昇・真野貢一（1985）『媽媽　わたしは生きている』毎日新聞社
小川津根子（1992）「中国残留婦人の半世紀」『世界』9月
――（1995）『祖国よ』岩波書店
小栗実（2008）「中国残留日本人孤児による人間回復訴訟」『法政論集』225
小田美智子（1998）「中国帰国者の異文化適応」『早稲田教育評論』

12-1
――（2000）「中国帰国者の異文化適応」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社
小田切由佳子（1989）「中国からの帰国者の日本語教授における新しい試み」『日本語教育論集』6
北崎可代（1997）『中国人に助けられたおばあちゃんの手からうけつぐもの』梨の木舎
木下貴雄（2003）『中国残留孤児問題の今を考える』鳥影社
清原康正（1994）「解説」山崎豊子『大地の子』文春文庫
倉石一郎（2006）「挑戦する中国帰国者特別選抜入試」『アジア遊学』85
――（2009）「『中国帰国生徒特別選抜入試』の挑戦」蘭信三編『中国残留日本人という経験』勉誠出版
郡司彦（1981）『中国残留孤児』日中出版
呉万虹（1999）「中国残留日本人の帰国」『神戸法学雑誌』49-1
――（2000）「中国残留日本人の中国定着」『六甲台論集』法学政治学篇47-2
――（2003）「中国残留日本人の研究」『日中社会学研究』11
――（2004）『中国残留日本人の研究』日本図書センター
――（2006）「中国に定着した残留日本人」『アジア遊学』85
――（2009）「中国残留日本人の中国定着」蘭信三編『中国残留日本人という経験』勉誠出版
厚生省援護局編（1987）『中国残留孤児』ぎょうせい
小林悦夫（1985）「中国帰国者に対する適応・定着促進と日本語教育との関係について」『日本語教育論集』2
――（1988）「中国帰国者に対する日本事情の指導」『日本語教育』65
――（1993）「第2言語としての日本語教育の課題」『中国帰国者定着促進センター紀要』1
――（1996-a）「中国帰国者に対する日本語教育」『日本語学』15
――（1996-b）「中国帰国者教育の特性と研修カリキュラムおよび教育システムの現状」江畑敬介・曽文星・箕口雅博編『移住と適応』日本評論社
――（1997）「中国帰国者のための日本語教育の連携」『日本語教育』16
――（2009）「中国帰国者に対する日本語教育の展開」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版
これひさかつこ（2004）「中国残留孤児訴訟が遺した禍根」『GENDAI』1月
斉藤豊（2006）「残留孤児訴訟の法的枠組み」『法と民主主義』413
――（2009）「中国残留孤児訴訟について」『国際人権』20
財団法人中国残留孤児援護基金（1998）『祖国に生きる』
坂本龍彦（1988）「中国残留孤児 行政の姿勢をつく」『新聞研究』43　8
――（2005）「戦後60年 残留孤児たちの生の記録」『世界』5月
佐々木修「中国残留日本人孤児問題について」『家庭裁判月報』37-12
佐藤恵美子・小林悦夫（1994）「カリキュラム開発および理念的目標の構造化について」『中国帰国者定着促進センター紀要』2
澤山博一（2006）「私の知る中国『残留』日本人孤児たち」『季刊中国』87
清水節（1989）「中国残留孤児に関する就籍審判等の動向」『自由と正義』40-10
清水洋（2006）「中国残留孤児裁判の全国的展開と運動の到達点」『法と民主主義』413
菅原幸助（1986）『旧満州 幻の国の子どもたち』有斐閣選書
――（1989）『「日本人になれない」中国孤児』洋泉社
――（2003）「中国『残留孤児』なぜ集団訴訟か」『法と民主主義』384
――（2006）「裁判はこうして提起された」『法と民主主義』413
――（2009）『「中国残留孤児」裁判』平原社
菅原幸助・社団法人神奈川中国帰国者福祉援護協会編（1998）『日本の国籍を下さい』三一書房
鈴木孝雄（1989）「“中国残留邦人”発生の歴史と原因」『自由と正義』40-10
瀬戸宏（1982）「日中学院日本語教室で帰国者を教えて」『日本語教育』48
全国社会福祉協議会（1984）『入郷随俗』
園田恭一・藤沼敏子（1998）「中国帰国者の生活問題分析」『東洋大学社会学部紀要』36-2
田崎敦子（1998）「大学における中国帰国者子女に対する社会的自立のための支援の検討」『中国帰国者定着促進センター紀要』6
大坊郁夫・中川泰彬（1993）「中国残留孤児家族の社会適応過程の心理学的検討」『心理学評論』36－3
高橋健（1994）「ひとが世界を広げる勇気」唐濤・高橋健・佐藤美穂子編『夢破れる国 日本』農山漁村文化協会
立石雅彦（2007）「祖国に棄てられ、放置された国民」『法学セミナー』626
田中宏（2004）「中国残留婦人の2世に対する退去強制事件について」『龍谷大学経済学論集』43（5）
田中眞紀子（1997）「中国残留邦人等帰国援助法」『法学セミナー』509
多摩悠（1988）「残留孤児のその後を追う秀作ドキュメンタリー」『文化評論』3月
玉居子延子（2001）「同声・同気 読者アンケート調査報告」『中国帰国者定着促進センター紀要』9
田見高秀（2006）「残留孤児の被害とは」『法と民主主義』413
中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編（2009）『政策形成訴訟』
中国残留日本人孤児問題懇話会（1982）「中国残留日本人孤児問題の早期解決の方策」厚生省援護局編（1987）『中国残留孤児』ぎょうせい
――（1985）「中国残留日本人孤児に対する今後の施策の在り方について」厚生省援護局編（1987）『中国残留孤児』ぎょうせい
張輝（2005）「中国帰国者の生活実態に関する研究」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』6
張志坤・関亜新（2000）『中国残留日本人孤児』五洲伝播出版社
――（2008）『中国残留日本人孤児に関する調査と研究（下巻）』不二出版

趙萍・町田玲子（1999）「中国帰国者の住生活に関する研究（第2報）」『日本家政学会誌』50-5
――（2000）「中国帰国者の住生活」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社
張嵐（2007）「中国残留孤児の永住帰国に対する自己評価を巡る社会学的考察」『人文社会科学研究』15
――（2009）「日本における中国残留孤児のアイデンティティ」『人文社会科学研究』18
佃俊彦（2004）「中国『残留孤児』と日中平和の可能性」『法と民主主義』391
綱島延明（1997）「中国帰国青年の結婚問題に見る日本社会の異文化変容」『北辰』
釣部三恵子・鈴木孝雄他（1989）「座談会 中国残留邦人の人権問題」『自由と正義』40-10
鄭暎恵（1988）「ある『中国帰国者』における家族」『解放社会学研究』　2
佟岩・浅野慎一（2008）「訳者あとがき」張志坤・関亜新（2008）『中国残留日本人孤児に関する調査と研究（下巻）』不二出版
――（2011-a）「孤立と差別」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』4-2
――（2011-b）「中国残留日本人孤児の国民国家に関する社会意識」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』5-1
友沢昭江（2000）「バイリンガル教育の可能性」『国際文化論集』22
――（2002）「中国帰国生の大学における教育を考える」『桃山学院大学総合研究所紀要』28-2
土井大介（1996）「『大地の子』にみた侵略戦争の傷痕」『前衛』3月
内藤光博（2006）「戦後処理問題としての中国残留孤児訴訟」『法と民主主義』413
中島多鶴／ＮＨＫ取材班（1990）『忘れられた女たち』日本放送出版協会
中野謙二（1987）『中国残留孤児問題』情報企画出版
名和田澄子（2008）「法廷における中国残留孤児の生活史」『社会福祉研究』3
馬場尚子（2000）「高齢化する帰国者の学習機会を考える」『中国帰国者定着促進センター紀要』8
――（2001）「これからの高齢帰国者支援のあり方」『中国帰国者定着促進センター紀要』9
浜口タカシ（1998）『祖国に生きる』中国残留孤児援護基金
林郁（1983）『満州・その幻の国ゆえに』筑摩書房
――（1988）「〈架橋〉に芽生える」『思想の科学』100
――（1993）『あなたは誰ですか』筑摩書房
林勝一（2002）「『中国帰国者』エスニシティの形成」『経済地理学年報』48-3
原裕視（1986）「中国残留邦人とその家族」『教育と医学』399
原賀肇（1986）「中国残留孤児 問題報道の過不足」『新聞研究』425
班忠義（1996）『近くて遠い祖国』ゆまに書房
日垣隆（1988）『されど、わが祖国』信濃毎日新聞社
日高良和（1989）「中国帰国者の現状と摩擦発生の原因」『海外事情』37-1
平城真規子（1995）「座談会形式による指導活動の試み」『中国帰国者定置促進センター紀要』3
――（2007）「中国帰国者支援・交流センター『交流事業』に託された役割をみつめて」『中国帰国者定着促進センター紀要』11
日渡香織（1998）「中国残留婦人に関する一考察（要旨）」『昭和女児大学文化史研究』2
藤岡重司（1998）『愛情に国境はない』兵庫県海外同友会企画
古本剛之（2007）「中国残留孤児国家賠償訴訟事件 終結に向かって」『民主法律』271
文化庁文化部国語課（1990）『職場・労働観及び職場のコミュニケーション場面に関する調査研究報告書』
――（1997）『中国帰国者のための日本語教育Ｑ＆Ａ』
堀越善作（1986）『避難地図の証言』佼成出版社
本垰和昭（1993）「創刊のことば」『中国帰国孤児定着促進センター紀要』1
御園生保子・木村健二（1995）「大学における中国帰国子女の現状と日本語教育」『中国帰国者定着促進センター紀要』3
南誠（2006）「『中国帰国者』の表象をめぐって」庄司博史・金美善編『多民族日本のみせ方』国立民族博物館調査報告64
――（2009-a）「『中国帰国者』をめぐる包摂と排除」庄司博史編『移民とともに変わる地域と国家』国立民族博物館調査報告83
――（2009-b）「想像される『中国残留日本人』」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版
――（2010）「アイデンティティのパフォーマティヴィティに関する研究」『ソシオロジ』55-1
箕口雅博（1998）「中国帰国者へのコミュニティ心理学的接近」『現代のエスプリ』12月
――（2001）「中国帰国者の適応過程に関するプロスペクティブ・スタディ」『現代のエスプリ』11月
宮田幸枝（2000）「中国帰国者二世・三世の就労と職業教育」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社
八木巖（1980）「中国帰国者に対する受入れ態勢の確立を図れ」『月刊福祉』63-12
安場淳（1992）「異文化間サポート・ネットワークの形成」『異文化間教育学』6
――（1996-a）「異文化間サポート・ネットワークの形成」江畑敬介・曽文星・箕口雅博編『移住と適応』日本評論社
――（1996-b）「『学習者と地域住民の交流実習』の相互学習プログラム化のための中間報告」『中国帰国者定着促進センター紀要』4
――（1997）「生活者のための簡便な『日本語能力の評定表』開発のために」『中国帰国者定着促進センター紀要』5
――（1999）「『通信による学習者支援』プログラムの可能性を探る」『中国帰国者定着促進センター紀要』7
――（2007）「高齢の学習困難者の仮名学習」『中国帰国者定着促進センター紀要』11
安場淳・馬場尚子・平城真規子（1997）「『定住している中国帰国者の日本語学習ニーズ等』についての調査報告－その1」『中国帰国者定着促進センター紀要』5

安場淳・馬場尚子（1994）「日本人ボランティアと学習者の交流活動のプログラム活性化のための事例研究」『中国帰国者定着促進センター紀要』2
――（1995）「学習者－日本人ボランティアの交流活動プログラムにおける学習者評価の可能性」『中国帰国者定着促進センター紀要』3
安原幸彦（2003）「中国『残留孤児』訴訟の現状と課題」『法と民主主義』384
――（2004）「『残留孤児』の被害とは何か」『法と民主主義』390
――（2006）「全面解決を目指して」『法と民主主義』413
山内摩耶子（1994）「帰国者の日本語教育 その2次教育機関におけるシラバスについて」『中国帰国者定着促進センター紀要』2
――（1995）「2次機関用日本語教育のカリキュラム一試案」『中国帰国者定着促進センター紀要』3
――（1996）「漢語の拡大用教材作り」『中国帰国者定着促進センター紀要』4
山崎朋子（1987）『引き裂かれた人生』文藝春秋
山崎豊子（1994）『大地の子（全４巻）』文春文庫
――（1999）『「大地の子」と私』文春文庫
山田陽子（2006）「中国帰国者の日本語習得と雇用」『人間文化研究』　5
――（2007）「中国帰国者と身元引受人制度」『人間文化研究』8
山本京子（1999）「つながりを創出する日本語学習支援を」『中国帰国者定着促進センター紀要』7
山本登志哉（2008）「中国残留孤児国家賠償訴訟への心理学からの意見書」『法と心理』7-1
読売新聞大阪社会部（1985）『中国孤児』角川文庫
若松るり子（1995）「Ｙクラス報告 日本語を思い出そう」『中国帰国者定着促進センター紀要』3